

奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想

令和 6 年4月

奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会

目次

第1章 エコツーリズムを推進する地域.....	1
1. 推進の目的及び方針.....	1
(1) 推進の背景と目的.....	1
(2) 推進に当たっての現状と課題.....	5
(3) 推進の基本的な方針.....	9
2. 推進する地域.....	10
(1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方.....	10
第2章 対象となる自然観光資源.....	12
1. 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など.....	12
(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源.....	13
(2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源.....	19
2. その他の観光資源の名称と所在地など.....	20
第3章 エコツーリズムの実施の方法.....	21
1. 適正な保全と利用のためのルール.....	21
(1) ルールによって保護・向上する対象.....	21
(2) ルール内容及び設定理由.....	22
(3) ルールを適用する区域.....	26
(4) ルールの運用に当たっての実効性の確保.....	26
2. ガイダンス及びプログラム.....	26
(1) 主なガイダンス及びプログラム内容.....	27
(2) 実施される場所.....	28
(3) プログラムの実施主体.....	28
3. モニタリング及び評価.....	28
(1) モニタリングの対象と方法.....	28
(2) モニタリングに当たっての各主体の役割.....	30
(3) 評価の方法.....	30
(4) 専門家や研究者などの関与の方法.....	30
(5) モニタリング及び評価の結果の反映方法.....	30
(6) モニタリングの継続実施のための取組.....	31
4. その他.....	31
(1) 主な情報提供の方法.....	31
(2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法.....	31
(3) 住民参加の推進と連携.....	32
(4) 委員会関係者以外のエコツアー実施者、新規参入事業者への対応.....	32
(5) 関係者による定期的な会議の開催.....	32

第4章 自然観光資源の保護及び育成.....	33
1. 特定自然観光資源について.....	33
(1) 特定自然観光資源の指定について.....	33
(2) 特定自然観光資源の指定に伴う各種規制について.....	33
2. その他の自然観光資源について（第2章の1. で掲げた自然観光資源について）.....	33
(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法.....	33
3. 自然観光資源に関する主な法令及び計画等.....	34
(1) 関係法令.....	34
(2) 関係する計画や制度等.....	35
第5章 協議会（委員会）の参加主体.....	36
1. 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担.....	36
(1) 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会.....	36
(2) 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会・「奥入瀬溪流エコツーリズム推進全体構想」検討部会.....	37
第6章 その他エコツーリズムの推進に必要な事項.....	39
1. 環境教育の場としての活用と普及.....	39
(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点.....	39
(2) 地域住民に対する普及啓発の方法.....	39
2. 他の法令や計画等との関係及び整合.....	40
(1) 関係法令（自然観光資源に関する主な法令以外のもの）.....	40
(2) 関連する主な計画や制度等.....	41
3. 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和.....	43
4. 地域の生活や習わしへの配慮.....	43
5. 安全管理.....	43
6. 全体構想の公表.....	43
7. 全体構想の見直し.....	43
(参考資料)	44
■十和田八幡平国立公園における行為規制について.....	44
■図2：十和田八幡平国立公園計画図（一部抜粋）.....	45
■図3-1：特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」（十和田市側）.....	46
■図3-2：特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」（小坂町側）.....	47
■自然観光資源一覧.....	48
■その他の観光資源一覧.....	49
■図4：自然観光資源位置図（緑枠：本構想の対象範囲）.....	50
■適正な保全と利用のためのルール チェックリスト.....	51
■「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン（Ver.3.0）」.....	53
■観光資源・施設等管理者（設置者）一覧.....	55
■奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会規約.....	56

第1章 エコツーリズムを推進する地域

1. 推進の目的及び方針

(1) 推進の背景と目的

1) 地域の現状

①奥入瀬渓流の位置

奥入瀬渓流を擁する十和田市は本州最北端の青森県、十和田湖を境に秋田県と接する県境に位置し、十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田の自然と、十和田市現代美術館を中心に全体をひとつの美術館に見立てた官庁街通りなど豊かな自然とアートが融合した美しいまちである。

今回の対象地域となる奥入瀬渓流は、十和田湖を源とする唯一の河川である奥入瀬川の子ノロ(ねのくち)から、焼山(やけやま)の十和田橋までの全長約14kmの区間の名称である。

②自然環境

奥入瀬渓流は火山、雨水の働きによって作られた芸術品といえる。100万年ほど前に始まった八甲田山火山群及び20万年ほど前から始まった十和田火山の噴火活動に伴う火砕流で作られた大地が約1.5万年前の十和田湖(かつてのカルデラ噴火によってできたカルデラ湖)の決壊による大洪水によって河川浸食され生じたものであり特徴的なU字型の渓谷となっている。

その成り立ちは大地や水の激しい活動によるものであるが、奥入瀬渓流自体は全長約14kmの上流と下流で200mの標高差しかない(勾配70分の1)大変緩やかな地形である。その地形的な特徴と、豊かな森林、さらに十和田湖が周囲の雨水を受け止める役割をすることから奥入瀬渓流の水量と環境は安定的なものとなっている。その結果、周囲の森林も安定的に生育し、森林内や渓流内の岩上にコケ類が豊かに生育するといった奥入瀬渓流ならではの景観が生み出されている。

周囲の森林は江戸時代以降に伐採されるなど人手が入ってはいるものの、昭和11(1936)年の国立公園指定等の保護対策が行われるようになってからは厳正に保全されており、日本海側と太平洋側の特徴を兼ね備えた気象条件が育んだ豊かな植生となっている。

このような他にない自然環境を有する奥入瀬渓流は、十和田湖、八甲田山とともに日本を代表する自然として十和田八幡平国立公園(紫明溪から子ノ口水門下流部までが最も規制の厳しい「特別保護地区」)に、「十和田湖および奥入瀬渓流」として国の特別名勝及び天然記念物にも指定されている。

③歴史・文化

明治の文人、大町桂月により「住まば日本(ひのもと) 遊ばば十和田 歩きゃ奥入瀬三里半」や「…十和田湖は天下無双なり。『山は富士 湖は十和田』といたるついでに『渓流は奥入瀬』…」などと紹介され世に知られることとなった。桂月は国立公園の指定にも尽力し、我が国最初の国立公園指定のわずか2年後の昭和11(1936)年には十和田国立公園が指定されている。

また奥入瀬渓流は日本の代表的な風景の一つとして様々な芸術作品にも取り上げられている。画家平山郁夫は若かりし頃に訪問した奥入瀬渓流を見て「生きる喜びを心から教えてくれた」と感じ、30年以上経たず平成6(1994)年に「流水間断無(奥入瀬渓流)」という作品を六曲一双の大作として発表した。また詩人佐藤春夫も「奥入瀬渓谷の賦」において「わが行く前の一四キロ ここに歌あり平和あり」という一節を含む詩を残しているなど、奥入瀬渓流は芸術に対するインスピレーションを与える地でもある。

④産業（農林水産・観光）

十和田市は、広大かつ平坦な農地や夏季でも冷涼な気候などにより、昭和期以降、県内でも有数の農業・畜産の盛んな街である。全国一の生産量を誇るにんにくのほか、ながいも、ごぼう、ねぎ、十和田湖ひめます、十和田湖和牛などの生産が盛んである。

前述のような我が国を代表する自然景観を有すること、渓流に沿って国道が通るなどアクセスも大変よいこと、さらには本構想の対象地域内にある焼山地区の奥入瀬渓流温泉や隣接地域の蔦温泉、谷地温泉等の優良な温泉場も存在することから国内有数の観光地として多数の観光客が訪れる。

入込客数については、十和田八幡平国立公園（十和田地区）で見ると、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元（2019）年時点で、ピーク時に比べると2/3まで落ち込んでいるものの200万人以上が訪れている（青森県観光入込客統計）。なお、渓流沿いには観光に関連する商業施設などはほとんどなく、遊歩道沿いの石ヶ戸（いしげど）にわずかに休憩所・売店が存在する程度である。

2) 十和田市が目指す姿

地域の実情を踏まえて制定、策定された市民憲章、市の将来に関する総合計画から十和田市の目指す姿は以下の通りである。

①十和田市民憲章（平成19（2007）年11月30日）

わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな自然につつまれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。

わたしたちは、このまちに生きることに誇りと責任をもち、未来に羽ばたくまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げます。

1、永遠（とわ）に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。

1、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。

1、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。

1、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。

②第2次十和田市総合計画（平成29（2017）年3月策定）※以下「総合計画」

・市の将来像（第2次十和田市総合計画、平成29年3月策定）

～わたしたちが創る～

希望と活力あふれる 十和田

・まちづくりの基本理念

【基本理念1】市民一人ひとりが主役のまちづくり

【基本理念2】十和田らしさを大切に守り活かすまちづくり

【基本理念3】地域を育て地域と地域が連携したまちづくり

・まちづくりの基本目標（政策） ※下線部はエコツーリズムと関係の深い項目

【目標1】市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）

【目標2】地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち（子育て・教育）

【目標3】すべての市民が健やかに暮らせるまち（健康・福祉）

【目標4】だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち（生涯学習・文化・スポーツ）

【目標5】地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち（安全・安心）

【目標6】ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち（環境）

【目標7】快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち（都市基盤）

【目標8】地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち（自治体経営）

・土地利用の方針

【基本方針1】活力とにぎわいを創出する既存市街地の機能向上

【基本方針2】恵まれた自然環境や優れた歴史・文化資源の保護・活用

【基本方針3】より安全・安心で快適な暮らしの確保

・重点プロジェクト（関係箇所を抜粋）

①より多くの所得を生み出せる産業競争力の強化

本市の地域経済を支える重要な役割を担っている農林水産業や観光などの地場産業について、関係機関との連携・協力のもと、その魅力と可能性を最大限に引き出します。さらに、市内で起業・創業しようとする方への支援の強化や中心市街地の再生などにより産業振興を推進することで、市外からより多くの人々や消費を引き込み、将来にわたって足腰の強い地域経済基盤を確立し、次世代を担う若者たちの雇用機会の拡大を図ります。

2 重点プロジェクトの内容

◆「国立公園満喫プロジェクト」に選定された十和田八幡平国立公園を中心に、アクセスルートの設定やユニバーサルデザインに配慮した環境整備に努め、国立公園のブランド化を推進します。

◆多様な主体の意識啓発を図りながら、中心的役割を担うDMOを設立することにより、経営の視点に立った観光地づくりを推進します。

◆起業への意欲や豊かな経験、アイデアを持った方による、コミュニティビジネスなどの創出支援に取り組みます。

以上の記述より十和田市の将来像として、奥入瀬溪流や十和田湖などの恵まれた自然環境の保全と活用（十和田八幡平国立公園のブランド化等）を進めつつ、農林水産業や観光をはじめとする地場産業の振興を伴って持続的に発展していく姿が浮かび上がってくる。

3) 地域におけるエコツーリズムの意義

エコツーリズムについては、国が定めたエコツーリズム推進法（平成 19（2007）年法律第 105 号）に基づく「エコツーリズム推進基本方針」（平成 20（2008）年 6 月 6 日閣議決定）において、その意義を以下のように整理している。

2 我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方

(1) エコツーリズムを推進する意義

エコツーリズムを推進する意義は、下記に掲げる効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことにあります。

ア 自然環境の保全と自然体験による効果

人が自然の神秘とふれあうとき、何ものにも代えがたい深い感動や癒しを得ることができます。また、子どもの原体験としての「五感で感じる自然体験」の必要性も指摘されています。こうした自然とのふれあいの必要性が唱えられる一方で、一時的な利用者の集中など不適切な利用による自然環境の悪化が懸念される地域もあります。エコツーリズムにおいては、利用に関するルールの設定により自然観光資源の劣化が防がれます。さらに、ガイドの案内などを通じて楽しみの中で自然への理解を深めることで、観光旅行者や地域住民などの意識が高まり、それが地球環境問題への興味や環境保全に関する行動につながっていきます。

イ 地域固有の魅力を見直す効果

日本は、亜熱帯から亜寒帯、原生自然から里地里山まで、自然と文化が一体となった多種多様な自然や風土を有しています。豊かで荒々しい自然と共生してきた先人たちの智慧と伝統は、各地に固有の特徴を持ちながら、各地の人々の暮らしや生き方の中に深く浸透し、息づいています。自然の魅力そのものに加え、このような自然と密接に関わってきた生活文化もまた、観光旅行者を強く惹きつける魅力なのです。このように多彩で特徴あるものを改めて見直すことで、エコツーリズムの題材にふさわしい自然観光資源として様々な体験を提供することが可能となります。

ウ 活力ある持続的な地域づくりの効果

地域においては、この地域固有の自然観光資源を活用することにより、多様化が進む観光需要に対応できる魅力が増し、観光地としての競争力が高まるだけでなく、従来、観光が盛んでなかった地域においても新たに観光を振興することも可能となります。その結果、雇用の確保や観光を始めとした既存の産業との相乗効果、経済波及効果などが期待できます。それに加え、地域資源の再認識や観光旅行者とのふれあいなどを通じて、地域で何が大事な資源かという点について共通の理解が進むとともに、既存の観光事業者の持続的な地域づくりに対する意識が高まることや、住民が地域に誇りを持つことなど、活力ある持続的な地域づくりの効果がもたらされます。

4) エコツーリズム推進の目的

当該地では先人らが、いち早く奥入瀬溪流の唯一無二の素晴らしさに気づき、国立公園等への指定や、溪流に沿った道路の整備により、保護と利用の両立が図られてきた。前述のような十和田市の自然環境や歴史、文化及び社会的背景などを踏まえると「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」の4つを基本理念とするエコツーリズム（エコツーリズム推進法第3条）の推進地域として大変好適であると言え、その方向性は十和田市が目指す将来像にもよく合致している。

以上より、市の将来像の実現を主目的としてエコツーリズムを推進することとする。

（2）推進に当たっての現状と課題

1) 人口減少

総人口は平成11（1999）年3月末の69,386人（住民基本台帳）をピークに減少。令和4年（2022）年3月末で59,201人（住民基本台帳）である。将来にわたって持続的な発展を達成できるよう、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策や定住促進、UIターン支援などによる移住促進に向けた取組を積極展開することが必要である。これらの状況を踏まえて、三沢市など周辺市町村や秋田県小坂町も含めた「上十三・十和田湖広域定住自立圏第2次共生ビジョン（平成30（2018）年1月31日策定）」に基づき中長期的視点に立った広域連携の取組も進められている。

2) 観光業の現状と課題

十和田市における観光業の現状と課題については、総合計画に以下のとおり整理されている。

基本目標1 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち（産業振興）

施策2 観光力の強化と充実 ※下線部はエコツーリズムの推進と関係性の深い箇所

【施策の目的】

本市が有する多彩な地域資源を活かした観光振興を積極的に推進するとともに、その担い手となる人材の育成・強化に取組、地域経済の活性化を図ります。

【現状と課題】

○本市には、十和田八幡平国立公園の美しく雄大な自然環境をはじめ、日本の道百選に選ばれた官庁街通りや十和田市現代美術館、ご当地グルメの十和田バラ焼きといった多彩な地域資源があります。

○地域資源を活かすとともに、多様化する国内旅行者のニーズを踏まえ、ターゲットとする観光客を明確にしたうえで、その特性に応じた観光メニューの開発・提供を推進するほか、地域ぐるみでのおもてなしを通じて観光客の満足度を高めるなど、様々な面からリピーターを増やすための取組をさらに強化する必要があります。

○今後さらに増加すると見込まれる外国人観光客が快適に市内観光を楽しむことができるよう、観光地などにおける案内表示の多言語化や情報通信環境の整備などによる受入体制の強化に取り組む必要があります。

○観光関連事業者や関係団体、市民などとの連携を強化し、地域主体の観光振興や観光地づくりを担う人材の育成・強化を図る必要があります。

以上のように十和田市の地域資源を活かした観光メニューの開発・提供やそれらを担う人材の育成・強化について観光事業者をはじめとした様々な主体が連携し進めることが重要な課題となっている。

3) 保全及び利用上の課題(国道 102 号とバイパス整備)

本地域の豊かで原生的な自然を後世に伝えていくために、国立公園を始めとする各種制度により保全が図られているが保全意識の一層の向上や立ち入りによる攪乱の防止等がより求められている。

また溪流と並行して国道 102 号が整備されているため、観光シーズンには車が殺到して、渋滞や環境への影響を引き起こすなどの様々な問題も生じている。溪流を迂回する道路も存在するが幅が狭いため大型車のすれ違いが困難であり、地域住民にとっては利用しづらく、観光シーズンの渋滞は住民の生活にも支障をきたしている。

「自然環境保全と渋滞解消」を目的として関係機関により「奥入瀬溪流利用適正化協議会」などが設置されており、利用適正化に向けた検討を進めているほか、著しい渋滞の発生が予想される休日には、交通誘導や平成 15(2003)年からはマイカー規制などの対策も実施されている。

これらの課題解決のため青森県では平成 12(2000)年に「青楓山バイパス環境検討委員会」を設置し、バイパスによる解決について主に環境面から慎重な検討を進めてきた。その結果、平成 22(2010)年の同委員会において現在の計画が妥当であるとの最終報告がなされ青森県知事へ報告された。当該計画については同年に開催された環境省の中央環境審議会においても了承、十和田八幡平国立公園の公園計画が変更された。

以上のような経緯を経て平成 25(2013)年度には奥入瀬溪流を安全に迂回できる「国道 103 号奥入瀬(青楓山)バイパス」が事業化され現在整備が進められている。当該バイパス完成後には現在の国道 102 号の交通をバイパスに転換する「交通軸の転換」が予定されていることから従来型の主に見どころを巡る利用や通過型の利用とは違った「歩く利用」をメインとした新しい利用のあり方についての具体的な検討も必要となる。

4) 奥入瀬溪流の将来に関する各種ビジョン

奥入瀬溪流については、豊かな自然とアクセスの利便性から以前よりオーバーツーリズムも課題となっており、マイカー規制など様々な取組が進められている。このような課題を踏まえた奥入瀬溪流の将来のビジョンとして平成 30(2018)年に奥入瀬溪流利活用検討委員会により「奥入瀬ビジョン」が策定されている。また国立公園としての観点からのビジョンを実現するプログラムとして「十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム 2025」が挙げられる。

① 奥入瀬ビジョン ～世界に誇れる奥入瀬を目指して～(平成 30(2018)年6月策定)

奥入瀬溪流の諸課題に向き合いつつ「世界に誇れる奥入瀬」を目指すため、地域住民や幅広い関係者・関係機関による議論を踏まえ策定されたビジョンであり、地域の課題等を次の通り整理している。

・地域の課題

[地域づくりに関する基本的な考え方を明確にし、共有することが必要]

[適切な機能分担、連携を図り、戦略的な取組を行うことが必要]

[地域づくりを担う、担い手・推進役・組織が必要]

[周辺地域との連携が必要]

・地域の目指す姿 ※下線部が特にエコツーリズムと関係性が深い部分

<基本的な考え方>

すばらしい自然環境を有する奥入瀬・十和田湖地域を世界に誇れる地域として次世代に残していくためには、人と自然が共存・共生し、持続可能な地域であることが必要です。そのために、自然環境や歴史文化の保全と、観光を中心とする生業（なりわい）が両立した地域を目指します。

<具体的なイメージ>

[天然の自然博物館での学びの地]

[心身を浄化する聖地]

[五感に訴える自然回帰の地]

[人と人との触れ合いの地・国際交流の地]

[アクティビティと郷土食を満喫できる地]

・目指す姿を実現するための戦略 ※下線部が特にエコツーリズムと関係性が深い部分

1. 基本戦略

1) 地域づくりとしての総合的な取組

奥入瀬・十和田湖地域が有する自然的・歴史文化的な価値を共有し、地域の持続的発展や地域を担う人財確保などを念頭に、総合的な地域づくりを進めていきます。

2) 奥入瀬溪流の価値を共有した取組

奥入瀬溪流の自然環境の魅力を最大限に活かすために、奥入瀬溪流を「天然の自然博物館」として捉え、各分野が共通認識の基、各種取組を進めていきます。

3) 奥入瀬（青樫山）バイパスの整備による交通軸の転換

各分野の戦略の立案にあたっては、奥入瀬（青樫山）バイパスの完成・供用により、奥入瀬溪流沿いの国道 102 号の現在の交通をバイパスに転換し、自然環境の保全や観光に活用していきます。

4) 十和田八幡平国立公園に係る各種施策との連携等

奥入瀬・十和田湖地域は、十和田八幡平国立公園内に位置することから、当該国立公園の「公園計画書」や「管理計画書」を遵守することを基本とします。また、戦略の立案にあたっては、平成 28 年に策定された「十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム 2020」に記載されている国立公園の目指すべき姿や取組方針、またこれらに基づく各種プロジェクトと連携を図り、効果を最大限に高めることに留意します。

5) 周辺地域との広域連携

東北地方全体の発展と連携を図りながら、奥入瀬・十和田湖地域の持続的な発展を確実に達成するためにも、奥入瀬・十和田湖地域と周辺地域の広域的な連携を念頭において、各分野の取組を推進します。

②十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム 2025(令和3(2021)年3月31日策定)

環境省では、平成28(2016)年3月に、政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目標とした「国立公園満喫プロジェクト」を実施している。本プロジェクトは以下の主旨に基づき進められている。

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図ります。

1.日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進します。

利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現します。

2.地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出します。

(国立公園満喫プロジェクトHPより)

十和田八幡平国立公園は、その「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的、集中的に実施する国立公園の一つに選定され、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの5年間「十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム 2020」に基づき、国内外から多くの観光客を呼び込む取組を実施してきた。

標題のプログラムはこれまでの取組に引き続き、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で計画期間とした、十和田八幡平国立公園における取組のロードマップとして位置づけ、国・自治体・民間事業者が一体となって実施していくものとなっている。

【十和田八幡平国立公園のテーマ】

みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場

○3つの視点

視点1:上質な滞在環境の創出

視点2:冬季利用の促進

視点3:歩いて楽しむ

○目標(～2025年)

・国立公園利用者数

東日本大震災前の約600万人に回復させる。

・訪日外国人利用者数

新型コロナウイルス感染拡大前の約3.4万人に回復させる。

・質の向上

新型コロナウイルス感染拡大前の延べ宿泊者数、旅行消費額、滞在日数、リピーター率に回復させる

とともに、満足度については、更なる向上を目指します。また、冬季観光コンテンツの充実を図ります。

○個別エリアの取組事項：奥入瀬渓流・蔦エリア

- ・奥入瀬ビジョン～世界に誇れる奥入瀬を目指して～（奥入瀬渓流利活用検討委員会提言）の目指すべき姿の実現に向けて、官民の各関係主体が連携・協調しながら取組を進めていきます。
- ・事前予約制や環境協力金の導入により、蔦沼における紅葉期の渋滞対策・混雑緩和を進めます。
- ・氷瀑ツアーに代表される冬季利用の観光コンテンツのブラッシュアップを図ります。
- ・Wi-Fi 利用環境の整備や案内標識・パンフレットなどの多言語化によるインバウンド受入環境の整備の向上を図ります。

（3）推進の基本的な方針

以上のように既に様々な議論、取組が行われている本地域でのエコツーリズム推進においては、以下を基本的な方針として掲げることとしたい。

1. 自然環境の保全

～ 天然の自然博物館「奥入瀬」を将来にわたって保全するためのエコツーリズム ～

悠久の時の中で創り出された奥入瀬の大地とそこで育まれてきた原生的な森林は、自然の成り立ちや様々な事物・生命の関係性を学ぶことができる「天然の自然博物館」である。人との関わりも深い場所にありながら残されてきた奥入瀬ならではの自然環境を将来にわたって保全する。

2. 観光・地域の振興

～ 奥入瀬ならではの自然を活用した観光・地域振興。人と人との出会いを生み出すエコツーリズム ～

奥入瀬の自然環境や歴史文化が人々の興味を呼び覚まし当地を訪問することによる観光振興、地域の人々が地元のことを学び体感することで生み出される地域への誇りの育成、さらにこれらを通じた国内に留まらない人と人との出会い・交流による地域の振興につなげる。

3. 人と自然のふれあいの推進

～ 「人と自然の新しい関係」を創り出すエコツーリズム ～

奥入瀬は自然の中で感じられる心身の浄化、五感を通じた自然への回帰の地であるとともに、近年はオーバーユースなどの人と自然の適切なふれあいのあり方について考える地にもなっている。これらの体験や課題解決を通じて、新しい人と自然の関係を創り出し実践する。

2. 推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方

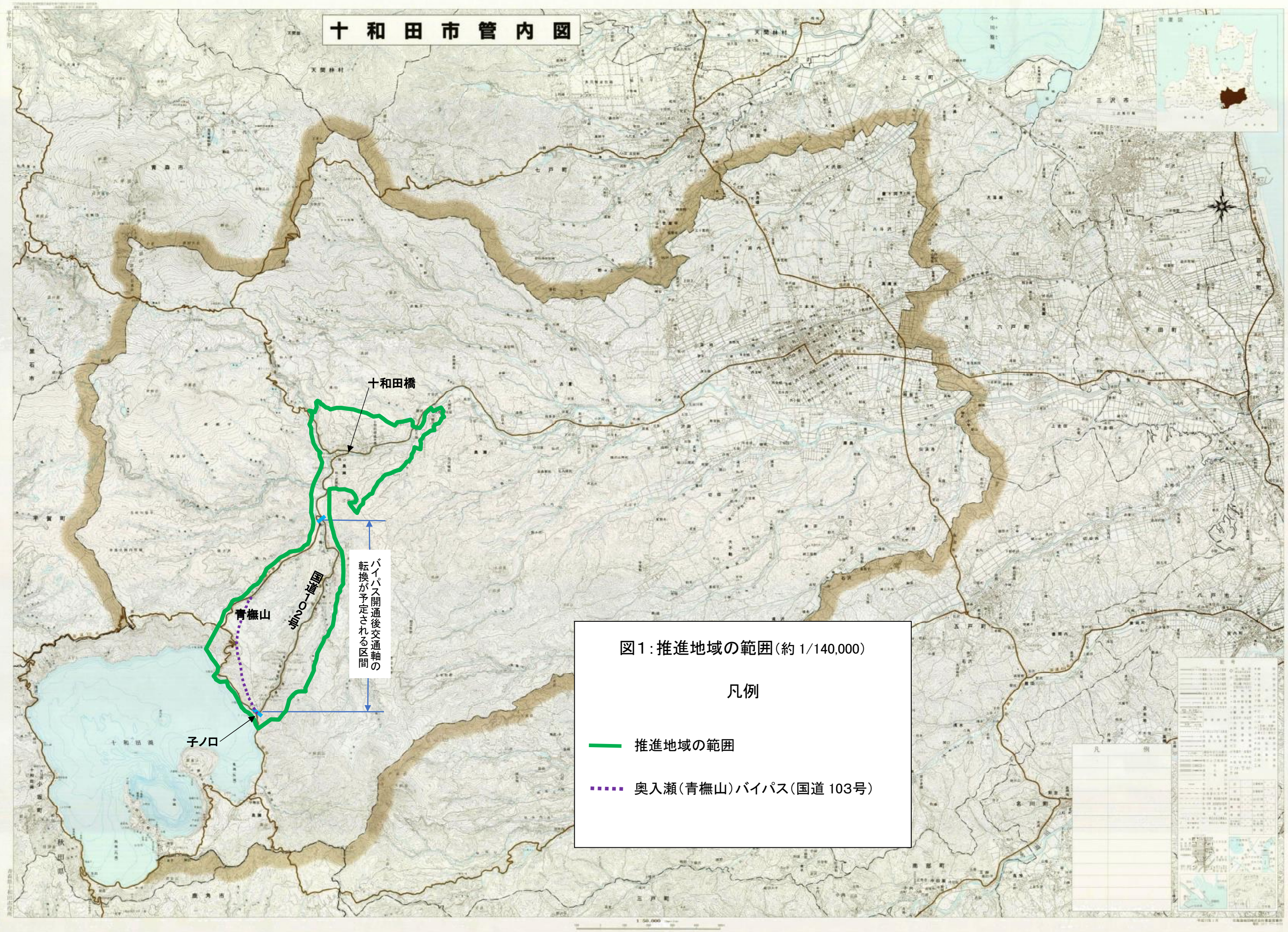
本地域を訪れる観光客の移動範囲は奥入瀬渓流にとどまらないため、より広範囲からの視点も必要ではあるが、本構想では以下の点からまず奥入瀬渓流を中心として取り組むことが望ましいと判断した。

- ①すでにエコツーリズムに関する取組が進んでいること
- ②豊かな自然と利便性の高いアクセス、多くの利用者といった周辺地域も含めたエコツーリズムのあり方を考える上で試金石（モデル地域）になると考えられること
- ③現在、整備中の国道 103 号奥入瀬（青楓山）バイパス開通後のあり方を考えるためにもまず奥入瀬渓流を中心に関係者の議論の場を深めることが望ましいこと

以上より、まず奥入瀬渓流をモデル地域として全体構想の作成を行い、今後その取組の状況や必要性を踏まえて、十和田市内の他地域または他自治体との連携などによる推進エリアの拡大も検討することとしたい。

具体的な範囲としては平成 13（2001）年 4 月に作成された「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書」から「奥入瀬管理計画区」および大字法量字焼山、大字奥瀬字栃久保の全域、源流部である子ノロ及び国道 102 号（青楓山～子ノロ区間）を含めた図 1 の範囲とする。

なお、本計画で定めるエコツーリズム推進においては、地域内で統一的に進めることが望ましいと考えられるため、地域内でのゾーニングは行わない。



第2章 対象となる自然観光資源

1. 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用

に当たって配慮すべき事項など

奥入瀬溪流における自然観光資源を、法の規定に従った大区分及びその内容によって区分して記載し、その所在地が示せるものについては、別途添付資料を作成する。なお、存在が知られることで盗掘などにつながる資源については、その保全を優先し記載しないこととする。

大区分	区分
(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源	植生 動物 地形・地質 自然景観
(2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源	生活文化 食文化

(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
植生	森林植生	・ カツラ、トチノキ、サワグルミなどを中心にホオノキ、ドロノキ、ミズナラ、イタヤカエデなどが覆う原生的な落葉広葉樹の渓谷林が発達している。U字型渓谷の底部では日照時間が短いことから、より樹高が高くなる傾向も見られ巨木が多く存在する。そのため、特に土壌の湿ったエリアで低木林があまり発達せずにシダ類が林床を覆う景観もよく見られる。 ・ 渓谷の上部や河畔の河成段丘にブナ林が生育しており、奥入瀬溪流の特徴の一つになっている。	・ 特に溪流遊歩道沿いの河畔・溪流植生が特徴的であり、トチノキやブナなどをはじめとする巨木類、その他の様々なタイプの森林や樹木、草本類、シダ類、コケ類などをみることができる。 ・ 奥入瀬溪流沿いは厳正に保全されているエリアであり、遊歩道を外れて立ち入らないなどの保全に対する配慮が必要である。
	野草類	・ 春から秋にかけて、林床にカタクリ、エンレイソウ、ショウキラン、ノコンギクなど様々な野草が花を咲かせる。 ・ 目立った花をつけないものであっても多くの草花がそれぞれに特徴的な花を咲かせる、独特な生態や葉の形を有しているなどの特徴を持っている。	・ 季節により移り変わる草花が人々を楽しませているが、希少なものもあるため観察にあたっての配慮、また盗掘のおそれが高いものはあえて紹介しないなどの配慮が必要である。 ・ 食用に適した山菜類もあるが、ほとんどのエリアにおいて各種法令により採取は禁止されている（自然公園法（国立公園の特別保護地区）、文化財保護法（特別名勝及び天然記念物）、森林法）ため関係法令の遵守や、採取可能な場合でも土地所有者の承諾が必要である。 【外来種対策】 ・ 20年ほど前より、現在特定外来生物（※）に指定されているキク科の多年生草本オオハングンソウが侵入し、在来植物の生育を脅かすなど生態系を攪乱することが懸念されている。そのため環境省が中心となり平成9（1997）年度よりオオハングンソウの拡散を防ぐとともに問題意識の共有化を図るべく、関係機関の協力を得てオオハングンソウの駆除作業が実施されている。 ※「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」における特定外来生物に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されている。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
植生	コケ類	・奥入瀬渓流独特のU字型の地形と地質、気候、森林が湿度の高い環境を生み出しており、岩場のエビゴケ、コツボゴケ、ジャゴケ、樹幹にネズミノオゴケ、オオギボウシゴケモドキ、エゾヒラゴケなどが、渓流の水際や冠水した岩の上などではタニゴケ、アオハイゴケ、オオバチョウチンゴケ等といった多種多様なコケ類が生育している。 ・「日本の貴重なコケの森」に選定されている(日本蘚苔類学会による)。 ・奥入瀬渓流の特徴として遊歩道沿いに岩塊も多く、観察しやすい場所で多くのコケを観察できる。	・ミクロなコケの美しさに注目が集まっている。 ・コケを中心にじっくりゆっくり観察するコケ観察ツアーの人気の高い。これまでにあまりなかった自然とのふれあい体験の提供、より新たな客層の取り込みなどに貢献している。 ・観察によってコケ類の生育を妨げないように踏み荒らしなどをしない配慮が必要である。
	シダ類	・渓谷林の土壌が湿ったエリアに生育し、林床を覆うように繁茂している景色もよく見られる。リョウメンシダ、オシダ、サカゲイノデ、ミヤマベニシダ、ジュウモンジシダ、クジャクシダなどがよく観察される。 ・奥入瀬渓流の特徴としてはシノブやホテイシダなどの樹上着生型のシダがあげられる。	・風景写真の重要な要素となっている。 ・既存のエコツアーにおいてシダ類も紹介されており、その形態の面白さだけでなく、独特の生態も参加者を楽しませている。
	地衣類	・チャンブゴケ、トリハダゴケ、モジゴケなど「コケ」の名がついたものが多いが、菌類と藻類の共生体である。 ・ブナの樹皮上や岩上にて生育し様々な模様を作り出しており、景観上も重要な存在となっている。	・コケ類ほどには注目されていないが、それらが創り出す模様などは奥入瀬渓流の景観の一部として観光客に楽しまれている。 ・その存在とともに生態(共生関係)についても、一般にはあまり知られていないところであり、生物・生態系の面白さを知るよいきっかけとなっている。
	菌類・その他	・豊かな自然環境によってナラタケ、ホウキタケなどの担子菌類、アミガサタケやチャワントケといった子のう菌類などの一般的な「キノコ」類のほか、サナギタケのような冬虫夏草など様々な生態の菌類が生育している。 ・ススホコリ、ムラサキホコリなどの動物的な特徴と菌類的な特徴を併せ持つ変形菌(粘菌)類も確認されている。	・コケと並んで菌類などが創り出す子実体(いわゆる「キノコ」等)はそのユニークな形態や色彩で観光客や各種ツアー参加者を楽しませている。 ・変形菌(粘菌)類は、その生態、ライフサイクルが独特であり、生物として非常に興味深いものであるが、近年はその子実体の美しさを楽しむ人々も増えつつあり、コケツアーとの親和性も高い。 ・特にキノコ類は山の恵みとしての利用価値も高いが、ほとんどのエリアにおいて各種法令により採取は禁止されている(自然公園法(国立公園の特別保護地区)、文化財保護法(特別名勝及び天然記念物)、森林法)ため関係法令の遵守や、採取可能な場合でも土地所有者の承諾が必要である。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動物	ほ乳類	・ ツキノワグマ、カモシカ、テン、キツネ、タヌキ、アナグマ、ムササビ、モモンガなど森林性は乳類が生息している。 ・ 比較的開けた場所では、草原性であるノウサギなども観察されている。 ・ 近年はニホンジカの出現も確認されている。 ・ 外来種としてはハクビシンが確認されている。	・ 野外で出会うことはまれであるが、冬期にはフィールドサイン（野外で見られる足跡や糞、食痕などの生き物の痕跡）が観察できアニマルトラッキングなどの冬場の自然観察の大きな楽しみの一つとなっている。 ・ 車道におけるクマの出没事例もあり、散策等においてはクマの生息地であることを理解した利用が望ましい。 ・ ニホンジカの増加は少雪化など様々な要因によるものと考えられるが、今後さらに増加した場合に、奥入瀬溪流の植生が大きなダメージを受ける可能性が高いため、早期に対策に着手することが必要と考えられる。
	鳥類	・ 溪流に特徴的なカワガラスやミソサザイ、セグロセキレイ、季節によりオシドリ、シノリガモ等の水鳥が生息している。 ・ 森林部には、クマタカやフクロウなどの猛禽類、シジュウカラなどのカラ類、アオゲラなどのキツツキ類などの留鳥の他、オオルリ、アカショウビン、キビタキなどの夏鳥、マガモ、ヒレンジャク、アトリなどの冬鳥も観察できる。	・ 秋から春の落葉期に特に観察しやすい ・ 特に繁殖期のさえずりが聞かれる時期に多くのバードウォッチャーや観光客などを楽しませている。この時期の繁殖行動に影響を与えない観察方法（近づきすぎない、バードコールや録音した鳴き声でのおびき寄せを行わない）への配慮が必要である。
	は虫類	・ ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ジムグリなどが生息している。	・ ヤマカガシは比較的小となしいヘビであるが、強い毒を持つため見つけても近づいたり触ったりしないことが適切である。
	両生類	・ モリアオガエル、カジカガエル、タゴガエル、アズマヒキガエルなどの森林性のカエルやトウホクサンショウウオなどが生息している。 ・ 幼生（オタマジャクシ）が生息できる止水域（流れのほとんどない溜まり水等）が少ないため、個体数は多くないと思われる。	・ 樹上に卵塊を産み付けるモリアオガエルや鳴き声の美しさで知られるカジカガエルは知名度も高く多くの観光客を楽しませている。 ・ 個体数が多くないと思われるため、繁殖に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。
	魚類	・ イワナ、ヤマメが代表的である。	・ 秋期に産卵行動が観察できる。 ・ 釣りを楽しむ方も少なくないが、漁業権が設定されており遊漁許可証（フィッシュパス）が必要である。また釣行時に周囲の植生や岩上のコケなどの保全に配慮した楽しみ方が求められている。
	その他	・ カワトンボやモンカゲロウなどの水生昆虫、森の朽木を利用するクワガタやカミキリムシ、ガの仲間、その他陸生貝類など様々な昆虫類、小動物類が生息している。	・ ミヤマクワガタなど人気の高い昆虫もいるが、ほとんどのエリアにおいて各種法令により採取は禁止されている（自然公園法（国立公園の特別保護地区）、文化財保護法（特別名勝及び天然記念物）、森林法）ため注意が必要である。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
地 形 ・ 地 質	地質・岩塊	・ 奥入瀬渓流では、八甲田カルデラを起源とする約76万年前の火砕流の溶結凝灰岩が目立つ。 ・ 溶結凝灰岩の下層には、「子ノロ層」(ねのくちそう)と呼ばれる、かつて存在した湖における堆積岩が見られる。 ・ 溶結凝灰岩の上層には、十和田火山(十和田カルデラ)起源の溶岩、火砕流、さらに降下火砕物などからなる噴出物が堆積している。 ・ 不動岩: 渓流散策で最初に見られる大きな岩壁。 ・ 石ヶ戸(いしげど): 溶結凝灰岩の巨大な一枚岩がカツラの巨木と合着し造形美を作り出している。 ・ 屏風岩: 溶結凝灰岩の方状節理と大まかな柱状節理が観察できる。 ・ 馬門岩(まかどいわ): 渓流と車道を挟んで左右に「門」のようにそびえる溶結凝灰岩の板状節理が見られる断崖。かつてここより先は植物が生い茂って進めなかったため、馬はここまでしか来られなかったことが名前の由来。 ・ 天狗岩: 白布の滝の左岸側にある柱状の大岩。 ・ 千両岩: 百両橋の上流にある大きく四角い岩。 ・ 大量石: 十和田湖岸沿いに200mほど続く平坦部。水量の少ない時期に現れる。 ・ 小量石: 大量石よりも小規模な平坦部。飛沫氷のポイントとして知られる。	・ 奥入瀬渓流を形づくる岩や地層も景観の重要な要素となっている。 ・ 遊歩道沿いにU字型溪谷の構造や地質を観察することができ、大地の営みとそのダイナミックさを楽しむことができる。
	地形	・ 主に76万年前に堆積した溶結凝灰岩の層が1.5万年前の十和田湖決壊による洪水により侵食されてできたU字型溪谷である。 ・ 全長14kmでありながら、標高差は200m程度しかない非常に緩やかな地形となっている。	・ 遊歩道沿いにU字型溪谷の構造や地質を観察することができる。 ・ 緩やかな傾斜により身体的な負担も少なく、より多くの人々にとって楽しみやすい環境となっている。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
地 形 ・ 地 質	滝	・ U字型渓谷という特色ある地形により、渓流沿いの両側の崖に多数の滝が存在している。 (主な滝) ・ 千筋の滝:奥入瀬渓流で最小、最下流の滝 ・ 雲井の滝:落差 20m の三段の滝。滝の真下まで歩いていけることから数ある滝の中でも見ごたえのある滝となっている。 ・ 双竜の滝:流れが2つに分かれ懸崖を流下する。歩道が未整備であり注意が必要。 ・ 白布の滝:かつて大町桂月が「奥入瀬渓流で最も優美な滝」とたたえた滝。落差 30m あり、水量が豊富なため、一枚の白布のように見える。 ・ 岩菅の滝:伏流水が流れ落ちる「潜流瀑」。 ・ 玉簾の滝:黒い砂岩層と茶褐色の粘土層が織りなす縞模様の「子ノロ層」が見られる小滝。 ・ 白絹の滝:渓流の左岸、奥まった位置にあるため樹木で見づらい。 ・ 白糸の滝:「さらりと糸をかけたような姿」と讃えられる。 ・ 不老の滝:その水を飲むと不老長寿になると言われた滝。 ・ 双白髪滝:大きな滝の下流に小さな滝が並ぶ。 ・ 姉妹の滝:大小の滝を姉妹に例えた滝。 ・ 九段の滝:階段状の岩の上を水が滑り落ちるように流れる滝。奥入瀬渓流の成り立ちを知ることができる。落差 15m。遊歩道で間近まで近寄れる。 ・ 鉾子大滝:渓谷両側の断崖ではなく、緩やかな渓流本流に存在する唯一の滝であり、奥入瀬渓流の代表的な滝である。落差7m、幅 20m。 ・ 五両の滝:最上流に位置する滝。	・ 一年を通じて「滝巡り」などで観光客らに楽しまれている。冬期には水瀑ツアー、ライトアップも行われている。 ・ 特に鉾子大滝、雲井の滝は多くの観光客で賑わうスポットとなっているが、駐車場がないためバス、徒歩、自転車などの手段で訪れることが望まれる。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
自 然 景 観	奥入瀬溪流 ならではの自然 景観	・奥入瀬溪流は、溶岩台地を大洪水が削り出して作られたU字型渓谷と様々な転石群、多数の滝、転石群を覆うコケ、トチやブナなどの広葉樹に覆われた樹木、穏やかな水の流れとその中に佇む苔むす岩、溪流内の苔むした石と穏やかな流れなど様々な要素が関わり合って、日本でも希有の渓谷美を誇っている。 ※厳正な自然景観保護を必要とする地域として、本地域のほとんどが十和田八幡平国立公園（特別保護地区）に指定されている ※現状変更が規制される国の特別名勝及び天然記念物（十和田湖および奥入瀬溪流）に指定されている。	・多くの観光客が訪れているだけでなく、日本を代表する自然景観の一つとして広く知られており、国内はもちろん国外に対してもその景観は発信されている。
	溪流景観	・奥入瀬溪流は穏やかな傾斜と流れが特徴であるが、河床の地形、かつての火山活動の名残である転石群などによって水流が様々な景観を創り出しており、それらの水の流れを楽しむ多くの眺望ポイントが存在している。 (主な溪流景観) ・紫明溪：奥入瀬溪流下流域を代表する景観。 ・三乱（さみだれ）の流れ：豊富な水量がダイナミックな景観を作っている。岩上のツツジが美しい。 ・石ケ戸の瀬：奥入瀬溪流の代表的な景観ポイント。 ・阿修羅の流れ：闘いの神「阿修羅」を思わせる激しい流れが見られる。 ・九十九島：コケや木の生えた岩々を多数の島に見立てたことから名付けられた。大町桂月は「川中の千島」「川千島」と呼んだ。 ・平成の流れ：平成11（1999）年の台風による崩落で出現した滝状の景観 ・昭和池：昭和33（1958）年の台風で出現した池状のよどみ。 ・飛金（とびがね）の流れ：陽射しで光り輝く水流が、鍛冶屋の火花のようにみえることからつけられた名称と言われている。 ・白銀の流れ：激流の景観を眺めることができる。 ・雲井の流れ：早瀬の連続する溪流景観。 ・寒沢の流れ：階段状の落差が連続する。 ・万両の流れ：「百両橋」、「五両の滝」、「千両岩」と合わせて「壺万壺千百五両の眺め」と称される。	・奥入瀬の溪流の景観は、多くの観光客が求め来訪しており、重要な自然観光資源である。プロ・アマを問わず写真撮影をする人々が非常に多い。 ・一部の撮影者がよりよい撮影位置を求めて歩道から外れて溪流内に入り込む、コケを踏みつける等といった問題も生じており、よりいっそうの景観保全の意識向上が求められている。

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
自然 景観	水質	・ 十和田湖から流れ出す清らかな水の姿（透明度など）は奥入瀬渓流の景観の重要な要素となっている。	・ 水質を悪化させるようなツアー利用などは想定されないが、水質の保全に配慮した利用が必要であるとともに、流域内の土砂流出対策や水源である十和田湖の水質保全も重要な課題である。

（２）自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

区分	細区分 (名称)	特性	利用の概況及び利用に当たって 配慮すべき事項
生活文 化	温泉	・ 火山活動の恵みとして奥入瀬渓流周辺には様々な温泉場が存在する。本構想の区域内にある奥入瀬渓流温泉（旧称：十和田湖温泉郷）は猿倉温泉を源泉として引湯した温泉場である。	・ 奥入瀬渓流温泉には、複数の宿泊施設や飲食店・売店が存在しており奥入瀬観光、十和田湖観光の拠点として多くの観光客に利用されている。
食文化	自然の 恵み	・ 山菜やキノコ類など昔から食事に利用されてきた自然の恵みが多く存在する。	・ 奥入瀬渓流温泉の宿泊施設や各飲食店において提供される地元ならではの食事の材料として活用されている。 ・ 山菜などの採取にあたっては、採取地において各種法令による規制を受けていないこと、土地所有者の承諾などが必要であり注意を要する。

2. その他の観光資源の名称と所在地など

本構想では、主に公的な施設を対象として記載する。

名称・所在地	特性や利用の概況など
利用のための各種施設 (遊歩道、車道等)	奥入瀬渓流沿いの遊歩道、車道(国道102号)、その他の施設(休憩所、奥入瀬渓流館等)は、その存在自体が「歩いてみたい」、「走ってみたい」という多くの観光客を生み出している。 なお、これらの施設は十和田八幡平国立公園の利用のために必要な施設(利用施設計画)として公園計画に記載されている。
石ヶ戸休憩所 (大字奥瀬字惣辺山1)	公衆トイレや奥入瀬についての解説展示が備えられた休憩所(設置者:青森県)と隣接して売店があり、奥入瀬渓流散策などエコツアーを始めとする各種ツアーの拠点となっている。
奥入瀬渓流館 (大字奥瀬字栃久保183)	奥入瀬渓流の入口部に位置し、自然情報の展示やミュージアムショップ、売店などが入る施設である。館内では奥入瀬渓流の成り立ちや生態系、動植物や地形のジオラマ、今見られる植物の写真などの情報を提供するとともにエコツアーを始めとする各種ツアーの集合場所や訪問箇所となっている。またガイドカウンターなども設置されビジターセンターの役割を有するエコツーリズムの拠点機能も果たしている。
奥入瀬湧水館 (大字奥瀬字栃久保182)	産業と観光の振興を図るために設置された施設である(設置者:十和田市)。ミネラルウォーターの製造販売や見学等もできる。
奥入瀬渓流温泉 (大字法量字焼山、他)	奥入瀬渓流温泉(旧称:十和田湖温泉郷、令和2(2020)年に改称)は、奥入瀬渓流の入り口に位置し、昭和38(1963)年に猿倉温泉から引湯(約16km)して開湯した温泉である。奥入瀬散策の出発点としても重要な拠点となっている。
奥入瀬渓流温泉スキー場 (大字法量字焼山64-122)	観光、レクリエーション等の場の提供により、観光及び地域振興、市民の健康増進に資するため設置された施設である(設置者:十和田市)。
十和田湖民俗資料館 (大字奥瀬字栃久保80)	祖先から伝承されてきた生活の移り変わりを知る上で貴重な民俗資料を保管し、公開。展示資料は、地域住民の協力提携によりすべて寄贈され、郷土に対する認識と愛着を深める場となっている(設置者:十和田市)。
旧笠石家住宅 (大字奥瀬字栃久保80)	昭和48(1973)年国の重要文化財に指定。18世紀後半に建てられたものとされ、上北地方に残る広間型板壁の住居として見ることができる。桁行9間半・梁間5間の住居は、この地方の農家として大きいものといえるが、なかでも北側の「まや」が全体の3分の1を占めるのが目立ち、馬産が重要視されたものといえる。
子ノ口制水門 (大字奥瀬)	子ノ口から奥入瀬渓流へ約300m下った所にある渓流への流下量を制限している水門である。周囲の緑が水鏡に映る景観が美しい。
子ノ口案内所 (大字奥瀬字十和田16)	奥入瀬渓流の十和田湖側の入口となる子ノ口に位置し、十和田湖遊覧船のチケット販売や公衆トイレが備えられている。(設置者:十和田市)
奥入瀬渓流エコロードフェスタ (イベント)	オーバーツーリズム対策の一つである「奥入瀬渓流マイカー規制」の併催事業として行われているイベント。渓流内及び休屋地域、焼山地域で開催される。
奥入瀬せせらぎ体感プロジェクト	奥入瀬渓流は「残したい日本の音風景100選」の1つに選定されているが、特に観光シーズンには渋滞や騒音などの影響が発生している。これらを減らし自然本来の環境を楽しむためのプロジェクトである。

第3章 エコツーリズムの実施の方法

1. 適正な保全と利用のためのルール

奥入瀬溪流においては平成 30(2018)年6月に策定された「奥入瀬ビジョン」において「地域の目指す姿」の基本的な考え方を以下のとおりとしている。

<基本的な考え方>

すばらしい自然環境を有する奥入瀬・十和田湖地域を世界に誇れる地域として次世代に残していくためには、人と自然が共存・共生し、持続可能な地域であることが必要です。そのために、自然環境や歴史文化の保全と、観光を中心とする生業(なりわい)が両立した地域を目指します。

このビジョンの趣旨を踏まえ奥入瀬溪流エコツーリズムをより具体的な形で推進するため、本構想において各種ルールを設定する。なお、本ルールは罰則を伴うものではない自主ルールであり、今後の自然環境、社会情勢の変化に応じて適切に見直していくこととする。

また、必要な場合には強制力をもったルールの設定(本構想における特定自然観光資源の指定、条例の制定等)も検討する。

(1) ルールによって保護・向上する対象

ルールによって保護・向上する対象として、以下の3つを設定する。

- 1) 自然環境
- 2) 利用環境
- 3) エコツアーの質

(2) ルール内容及び設定理由

1) 自然環境に関するルール

項目	内容	設定理由
来訪者への周知・遵守依頼（一般ルール）及び情報提供	「奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会」（以下、「委員会」）やエコツーリズム関係者、エコツアーをはじめとする各種ツアー実施者等は、奥入瀬溪流への来訪者に対して以下のルールや情報を伝え、来訪者はこれを遵守するものとする。 【基本ルール】 ・現状に影響を与えない利用を行う ※国立公園の特別保護地区かつ特別名勝・天然記念物、国有林の自然維持タイプであり厳正な保護がなされている。 【禁止事項】 ・遊歩道外への踏み出し ・各種法令により禁止されたエリア内での動植物の採取（山菜、キノコなど） ・奥入瀬溪流の特徴であるコケやシダ類などの下層植物に対する踏みつけなどによる損傷 ・野生動物に対する餌付け ・溪流の音を妨害する騒音の発生 ・外来種の持ち込み ・違法駐車 ・キャンプ・野宿・たき火 ・ゴミのポイ捨て（ゴミは持ち帰り） ・屋外（トイレ以外）での排泄行為 ・リードなしでのペット連れ、糞尿や毛の放置 【提供情報】インターネットやチラシ等により提供する ・マイカー規制、公共交通機関利用に関する情報（奥入瀬溪流利用適正化協議会・奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会 https://www.eco-oirase.com/ja） ・トレイルランニング、自転車利用についての注意事項	奥入瀬溪流の自然環境と利用環境の保全及び訪問中の事故防止等、安全確保のため。 ・「ペット連れ」に関して、国立公園の特別保護地区においては、「動物を放つこと」が禁止されているため、リード無しでの散策等はできないが、持ち込み自体が禁止されているものではない。ペットの扱いについては、自然環境保全や利用環境（他の利用者への配慮）の観点から、バイパス開通後も見据えたルールの内容を検討していく。 ・トレイルランニング、自転車利用についても近年は利用が増えており、今後具体的なルールについて検討することとする。
ツアー実施時	エコツアー実施者は以下を行う。 ・上記一般ルールを遵守した野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないコース・内容の設定 ・盗掘などのおそれがある動植物生息場所等の非公開	奥入瀬溪流の原生的な自然環境保全のため。

1) 自然環境に関するルール(つづき)

項目	内容	設定理由
ドローンの使用	利用者が集中する場所での使用は極力控えること、野生生物に十分な配慮をすること、十分な安全対策を講じ、回収可能な場所で使用することとする。 ・国有林野内で飛行させる場合、管轄の三八上北森林管理署へ入林届の提出が必要。 ・自然公園法では、使用にあたって手続きは必要ないが、他の利用者に著しく迷惑をかけた場合や、ドローンの落下・衝突により野生生物を損傷させた場合には、罰則の適用や必要な措置を命じる場合がある。 ・文化財保護法では、文化財指定区域で、ドローンを飛行させる場合、法に基づく現状変更申請をお願いする(ドローンが道路等以外の文化財指定区域内に落下した場合、その区域に許可なく侵入し、ドローンを回収することはできないので、事前に現状変更申請をお願いするもの)。 ※ドローンで奥入瀬溪流の文化財指定区域内の植物等に接触、損傷させた場合は文化財保護法による罰則の対象となるため。	自然環境・景観・利用環境保全のため。
夜間ライトアップ	氷爆等の夜間ライトアップにおいては、実施者はLEDライトの使用や短時間の照射に留める等により自然環境への影響を可能な限り抑える。	自然生態系や夜間の景観を保全するため。
遊漁 (検討事項)	委員会は、遊漁者に対する以下の配慮事項に関する依頼について、関係機関等との協議を進める。 ・外来植物等を持ち込まないために靴底を洗って入漁する。 ・溪流内へ入る場合にコケなどを踏まないようにする。	自然環境・景観保全のため。ただし、実効性を高めるためにも内容等については、関係機関との協議が必要であり、委員会等の場で議論を進める。

2) 利用環境に関するルール

項目	内容	設定理由
ツアー実施時	エコツアーをはじめとする各種ツアー実施者は以下を行う。 ・【再掲】ペット連れ散策についての注意喚起（他の利用者への配慮、リードをつける） ・ハンドマイク等の利用自粛	奥入瀬溪流の利用環境を保全するため。 国立公園の特別保護地区においては、「動物を放つこと」が禁止されているため、リード無しでの散策等はできないが、持ち込み自体が禁止されているものではない。ペットの扱いについては、自然環境保全や利用環境（他の利用者への配慮）も踏まえて、バイパス開通後も見据えたルールの内容を検討していく。

3) エコツアーの質に関するルール

項目	内容	設定理由
「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」の活用	エコツアー実施者は環境省が定めた「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」（別添）の趣旨を踏まえ積極的に活用する。	同ガイドラインは、エコツアーをはじめとする自然体験について国立公園の自然体験コンテンツとしてより質の高いものとするために重要であるため。
適切な利用のためのエコツアー参加者への周知・遵守依頼	エコツアー実施者は、募集時・申込み時に以下について伝えるものとする。 ・エコツアー概要（日時、所要時間、参加条件、難易度、定員、必要装備・服装、中止条件、キャンセル規定） ・感染症等が疑われる場合の参加自粛	エコツアーを安全・適切に実施するため
エコツアー満足度向上	エコツアー実施者はツアー参加者の満足度向上のため以下を行う。 ・参加者の満足度や他者への紹介・推奨、再訪意向をより向上させる取組を進める。 ・アンケート等による参加者の満足度や改善の指摘等の把握に努め、可能な限り委員会等の場でも共有に努める。	各エコツアー実施者及び本地域に対する参加者の満足度を高め、再訪や友人知人への推奨を促進するため。
新規ツアーの調整	エコツアー実施者は新たなタイプのエコツアーを実施する際に関係者・機関への連絡調整・確認を行う	奥入瀬溪流にふさわしいエコツアーとするため。

3) エコツアーの質に関するルール(つづき)

項目	内容	設定理由
事故防止	エコツアー実施者は事故防止のため以下を行う。 ・ツアーの中止基準の明確化 ・ツアー前における下見、天気予報の確認 ・スタッフの健康管理、感染症対策（感染対策、スタッフ感染時のツアー中止等） ・参加者へのツアーの概要、難易度、必要な装備等の事前説明 ・終了時刻の遵守 ・安全確認・事故防止のためのチェックリストの作成 ・食品提供時の対策（感染症、食中毒予防） ・ガイド一人あたりの適正な参加人数の設定（ガイドレシオ） ・ツアー参加者への注意喚起（危険箇所、危険生物等） （例）靴や雨具などの装備の確認、足元のぬかるみや滑りやすい箇所があること、危険生物（ツキノワグマ、ヘビ、ハチ、ダニ）等に対する対策について（クマと出会った時の対処法や虫除け等）	エコツアー実施において事故等を発生させないため。なお、ツアー中止基準については、委員会内において地域全体の統一基準の必要性についても検討する。
事故対応	エコツアー実施者は、事故発生時の備えとして、以下を行う。 ・日本赤十字社や各ガイド団体が実施する救急法に関する講習を定期的に受講する。 ・ツアー時にファーストエイドキット（応急措置のセット）や飲料水を携行する。 ・事故発生時のマニュアルの作成 ・保険（傷害保険及び損害賠償責任保険）に加入する（傷害保険は参加者において加入の有無を選択する場合も含む）。	事故発生の可能性はゼロにはならないことから、発生時に備える必要があるため。
法令遵守	エコツアーを含む各種ツアー実施者は、関係法令を遵守する（関係する主な法令については34、40ページ参照）。 なお、全体構想の認定によって一部が認められる自家用車での送迎については、該当通知（平成23年3月31日国自旅第239号「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」）の趣旨を逸脱しないこと。	法令を遵守した適切なエコツアーの実施のため。

(3) ルールを適用する区域

本構想における推進地域全域とし一体的に取り組むこととする。

(4) ルールの運用に当たっての実効性の確保

1) チェックリストの作成

関係者間でルールを周知徹底するため本構想の付属資料としてチェックリストを公開・添付する。

2) 一般観光客やエコツアーをはじめとする各種ツアー参加者への周知

委員会関係者は一般観光客に対して各種の情報発信によりルールの周知を図るとともに、特にエコツアーをはじめとする各種ツアー実施者はツアー申し込み時（ホームページ、受付メールやメッセージ等）及びツアー開始時にツアー参加者に対して適切な説明と遵守の依頼を行う。

3) エコツアー実施者におけるセルフチェック及び研修の実施

エコツアー実施者はツアー実施後や定期的な間隔で、実施するツアーの内容がルールに適合しているかチェックする。またガイドの育成・スキルアップにあたっては、研修等の内容に本構想に関する内容を含めルールの周知徹底を図る。

4) ルールの見直し

各ルールの妥当性や実効性に関しては委員会の場で定期的に点検し必要に応じて見直すものとする。

2. ガイダンス及びプログラム

奥入瀬溪流は豊かな自然が残され、厳正に保護されている一方、アクセスの良さから多数の観光客も訪れる場所である。この原生的な自然を守りつつ、生態系の仕組みやその恩恵について学び、気づききっかけを提供するガイダンスやプログラムを中心に展開されている。

本地域におけるガイド付きツアーの始まりは、平成9（1997）年に設立された「十和田・奥入瀬観光ボランティアの会」による観光ガイドと散策するツアーであり、その後、平成12（2000）年に旧十和田湖町観光ボランティア育成事業が行われるなど、観光ガイドと歩くツアーは定着した。さらに平成13（2001）年には「十和田湖自然ガイドクラブ」、平成19（2007）年に「十和田奥入瀬郷づくり大学」が立ち上げられ、個人や団体旅行客を対象とした、十和田湖や奥入瀬溪流の見どころを巡るツアーが幅広く行われてきた。

そして、平成25（2013）年度の「国道103号奥入瀬（青樫山）バイパス」事業化を見据え、新たな滞在の仕方を模索するために、青森県の支援を受け「十和田湖・奥入瀬溪流蘚苔類観察会&研修会」が平成24（2012）年に始まった。この研修会を経て、コケをはじめとする小さな自然を通し、奥入瀬の森の成り立ちと仕組みを紹介するネイチャーツアーを提供するNPO法人奥入瀬自然観光資源研究会が平成26（2014）年に設立した。以降、本地域における過ごし方は従来型の観光の見どころを巡るツアーに加え、小さな自然をじっくり楽しむ新たな観光スタイルも定着し、様々なニーズを持つ観光客をもてなしている。

今後の青樫山バイパスの開通後は区域内の国道102号からバイパスに交通軸が転換される予定であることから、本地域のエコツーリズム推進の基本方針の3にあるように「人と自然の新しい関係」を創り出す視点から以下のガイダンスやプログラムの継続や発展を進めていく。

(1) 主なガイドンス及びプログラム内容

現在行われているエコツアーのほか、今後の展開が想定されるものも含めて以下に記載する。

■滝や瀬、森など溪流の見どころを巡るエコツアー

スタートとゴール地点を設定し滝や瀬、森などの見どころを巡り、溪流散策を楽しむエコツアー

【主なプログラム】

- ・地元ガイドと歩くガイドツアー 銚子大滝コース、雲井の滝コース
- ・奥入瀬溪流自然ガイドツアー レギュラーコース石ヶ戸～子ノロ 8.9Km
- ・奥入瀬溪流コース A 石ヶ戸休憩所～雲井の滝(90分コース)等

■自然や生態系の仕組みなどをじっくりと楽しむエコツアー

奥入瀬溪流ならではの原生的な自然(森林、コケ、地形・地質、野鳥等)をじっくり楽しむエコツアー

【主なプログラム】

- ・コケ観察ツアー
- ・ランブリング(Rambling、ぶらぶら歩き)ツアー
- ・森林観察、巨樹・巨木等に出会うツアー
- ・大地の成り立ちについて観察・体験するツアー
- ・様々な川の流れや水、水域生態系について観察・体験するツアー
- ・景色や野生動植物などの撮影ツアー
- ・アニマルトラッキングツアー

■歩くこと、体を動かすことの楽しさを感じるエコツアー

自然とのふれあいにおいても特に身体を動かすことに焦点をあてたエコツアー

【主なプログラム】

- ・奥入瀬溪流の遊歩道を踏破するツアー
- ・歩く(またはサイクリング)での滝巡りツアー
- ・冬季のスノーシュー、クロスカントリースキーツアー
- ・サイクリングツアー

■自然の中で心をリフレッシュするエコツアー

奥入瀬溪流の清らかな自然の中で五感を活用し、心を静めるひと時を過ごしリフレッシュするエコツアー

【主なプログラム】

- ・溪流沿いでメディテーション(瞑想)や座禅
- ・リトリート(*)ツアー

(*) 仕事や生活から離れた非日常的な場所で自分と向き合い、心と身体をリラックスさせる時間の過ごし方

■バイパス完成後に想定されるエコツアー

交通軸転換後の国道を活用したツアー

【主なプログラム】

- ・電気自動車・電気バスを活用したツアー
- ・車いすを使った自然散策

■その他のプログラム・エコツアーなど

【主なプログラム】

- ・コケ玉づくり体験（屋内体験）
- ・フィッシングガイドツアー
- ・郷土料理づくり体験（屋内体験）
- ・自然の中で自然の恵み（郷土料理等）をいただくツアー
- ・スケッチツアー
- ・モニタリング体験（一般の参加者が自然観光資源のモニタリングについて学び体験するもの）

（2）実施される場所

本構想における推進地域全域とする。

（3）プログラムの実施主体

地元を拠点に活動するNPO、民間団体、個人等が中心的な主体となるが、本構想の趣旨に賛同しルールを遵守したエコツアーを実施する他地域の団体等も主体となりうる。

委員会をはじめとした関係者はできるだけ地域住民の参加・協力が得られる体制づくりに努めるものとする。体制づくりに関しては、後述する「4. その他」を参照。

3. モニタリング及び評価

本地域の自然の大部分は法令等で厳正に保護された貴重な「天然の自然博物館」であり、その展示物といえる自然の状態を把握、管理する必要性がある一方、多数の観光客が訪れることから自然観光資源の変化をモニタリングする必要性が高い。したがって継続的なモニタリングを行い、必要に応じてエコツアーの改善を図ることが重要である。

現在青樺山バイパス工事にあわせて青森県が主体となってモニタリングが行われているが、バイパス開通後の変化も見据えた大規模・長期的なモニタリングのあり方についても委員会において意見交換・議論するものとする。

（1）モニタリングの対象と方法

奥入瀬溪流については、青森県をはじめとする関係者が調査・報告を行ってきており、現在も行われている。まずはこれらの情報を共有しつつ、委員会やエコツアー実施者においても平時のモニタリングの一翼を担うこととする。すなわち、本構想におけるモニタリングはできるだけ簡便かつ継続可能な手法によって自然環境及び利用環境などにおける変化の把握を目的とし、変化が確認された場合に発見者が当該自然環境（自然観光資源）等の管理者（管理者がいる場合）及び委員会に報告す

るものとする。報告を受けた管理者は委員会の会議開催時に報告内容及び可能であれば対策・検討状況もあわせて情報を共有するものとする。

また一般観光客からの通報などについても、報告を受けた関係者において内容・件数等を記録し委員会開催時等に共有を図るものとする。

【対象】

①自然環境：エコツアーで活用している自然観光資源全般の状況

(例)

・野生動植物等の生息状況

※1 渡り鳥情報など自然ふれあい体験に資する情報も含む。

※2 ニホンジカによる食害の増加が懸念されるため、ニホンジカの生息、食害情報は積極的に収集する。

※3 外来動植物の状況

・景観の変化

・河川の水質の変化

・違法採取(山菜、キノコ、昆虫等)の状況

②利用環境：エコツアーの実施上や観光客の利用上の環境

(例)

・倒木の発生や、そのおそれがあるもの

・遊歩道からの踏み外しや不当な立ち入りによる植生の荒廃等

・施設の損壊

・ゴミの放置等

【報告方法】

自然環境、利用環境等における変化の報告等を受けた自然観光資源等の管理者は、委員会の会議開催までに状況を確認のうえ委員会に報告し、委員会は会議にて関係者に情報共有するものとする。報告方法については電話、メール、FAX等、報告者の利用しやすい手段で可とする。

【管理者等への報告事項】

報告者は必要に応じて関係機関にも連絡する(例：花の開花や渡り鳥など季節の自然情報については奥入瀬溪流館へも連絡する等)。

■基本的な報告事項

・日時

・場所

・確認された内容 ※できるだけ具体的に

(例) ○○での入り込み・踏み荒らしが発生している、木道の手すりが一箇所づつについて危険、

△△のコケが剥がされている、□□でニホンジカ3頭(メス2、子1)を確認した、等

・(可能であれば)対策案

・報告者名・連絡先(携帯電話、メール等)

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

本構想に基づく前述のモニタリングに関する役割分担は以下のとおりとする。

主体	役割
奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会	・関係者からの情報集約・整理 ・モニタリング結果の資料や情報源の集約・保管 ・会議における共有 ・モニタリング手法の検討・見直し ・対策が必要な場合の行政・有識者への働きかけ
エコツアー実施者等のエコツーリズム関係者	・情報収集・委員会等への報告 ・エコツアー参加者への解説(モニタリングの意義や結果等) ・モニタリングツアーの開催
有識者	・モニタリング結果に対する評価、改善案、モニタリング方法に対するアドバイス等
行政(国、県、市)	・対策が必要な場合、適切な対策について検討・実施する。

(3) 評価の方法

モニタリングの報告事項については、委員会において集約した情報を共有し、有識者を交えた会議の場で評価を行う。評価の視点は以下の3点である。

- ①エコツアーを含む各種ツアーの実施が自然観光資源に影響を与えている可能性について
- ②自然環境、利用環境について変化が生じている可能性について
- ③上記に係る該当分野の専門家による調査・対策検討の必要性について

(4) 専門家や研究者などの関与の方法

委員会のオブザーバーとして、あおもり・自然公園指導員の会、国立研究開発法人森林研究・整備機構、(一社)日本エコツーリズム協会が参画しており、評価・改善方法等の提案を行うものとする。なお、これらの有識者の専門分野外の事案については、必要に応じて該当する専門家に対して委員会より評価等の依頼を行うものとする。

(5) モニタリング及び評価の結果の反映方法

内容	反映の方法
単独のエコツアー実施者のみで改善できるもの	委員会より、エコツアー実施者に助言する。
複数のエコツアー実施者の協力に対応できるもの	委員会において関係者が協議し、改善方法を検討し、共有する。意見が分かれる場合は委員会より有識者に助言を求め、関係者間で共有し協議する。
エコツアー実施者による対応が難しいもの	委員会より、行政等の関係機関に対応を求める
ルールの変更が必要なもの	委員会より関係者に情報を共有・議論し、本構想の点検時(必要に応じて随時)にルールを変更する。
特定自然観光資源の指定が必要なもの	委員会において指定に関する議論・検討を進め、本構想の点検時(必要に応じて随時)に指定する。

(6) モニタリングの継続実施のための取組

各行政機関を始めとする関係機関・関係者は本地域におけるモニタリングを継続的に行っていくための各立場における取組（モニタリングの必要性や効果を周知する等）に努める。なお、関係機関はモニタリングの仕組みや予算的な措置だけでなく、モニタリングを行える人材（将来の専門家やエコツアーガイド）の育成も積極的に行うものとする。

4. その他

(1) 主な情報提供の方法

本地域のエコツーリズムの取組やその意義、実施しているエコツアーの内容やその魅力について地域住民、他地域からの観光客や観光関係者に向けて広く発信し、エコツーリズムに取り組む意義やエコツアーの魅力に共感する人々を増やしていくことは本地域のブランディング及び将来にとっても重要である。そのため、まずは各ターゲットに対して、以下の方法による情報提供に取り組むことから始め、より効果的な手法や情報の内容について検討を進める。

・青森県、十和田市の住民向け

県や市などの広報誌、ホームページでの情報提供

・観光客・観光関係者向け

関係機関やエコツアー実施者のホームページ、奥入瀬渓流館などでの展示、パンフレット、チラシ等、旅行会社等へのパンフレット配布など

・マスメディアに対するアピール

新聞やテレビ・ラジオ局へのプレスリリースなど

・主務省庁を通じたアピール

エコツーリズム推進法第7条第1項に基づく広報の依頼

(2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法

ガイドの質（安全管理、知識や接客・解説等のスキル）は、適切なエコツアーの実施やエコツアー参加者の満足度への影響はもとより奥入瀬渓流の魅力発信や自然環境の保全（モニタリング）においても非常に重要である。またガイドが活躍するためにも、エコツアー商品開発のための企画力、マーケティング力、広報力などもエコツアー実施者や関係機関に必要不可欠である。そのため委員会や関係機関では以下の方法によりガイドなどの育成・研鑽を行うものとする。

1) ガイド養成講座の実施

本地域ではガイドの不足も深刻となっていることから、ガイドとしての知識や安全管理などのスキルを習得・実践できる講座を委員会などが中心となり開催する。

2) 地域住民等を対象としたエコツーリズムに関する講座

市民を対象にしたエコツーリズムの講座の開催や、地域の将来について考えるための地域住民の集まりなどにおいて委員会の構成員等がエコツーリズムの取組について積極的に情報提供することにより、取組に興味・関心を持つ人々を増やし、エコツーリズム推進における地域の裾野を広げていく

ものとする。

(3) 住民参加の推進と連携

エコツーリズムの推進は地域や地域住民との協力関係なしでは進められないことから、十和田市民、青森県民に対する情報提供（前述）やエコツアー参加の促しを積極的に行う。特にエコツアー実施者や有識者は地域住民のエコツアー参加を促す具体的な取組（地域住民向けの特別な日程での開催、地域住民割引など）、地域住民や地元高校生・大学生なども参加可能なモニタリングやモニタリング体験ツアーの実施も検討する。

また、将来の地域の主役となる子どもたちに向け、学校教育現場におけるエコツアー参加や理解促進を進めるための取組についても検討・実施を働きかけていくこととする（参考事例：群馬県の「尾瀬ネイチャーラーニング（旧尾瀬学校）※」など）。

※「尾瀬ネイチャーラーニング（旧尾瀬学校）」

群馬県では「尾瀬ネイチャーラーニング」補助金事業を行っており、県内外の小中学校等及び小中学生が所属する社会教育関係団体に対して、尾瀬等の現地活動に係るバス代及びガイド代等（県外はガイド代のみ）の一部を補助している。自然環境や観光資源の魅力を生かした学びと体験により探究的・教科横断的なSTEAM教育（*）を実践することを目的としている。

事前および事後学習を行うこととし、尾瀬等での体験活動においては概ね小中学生約8名に対して一定の要件を有するガイド（以下「ガイド」という）1名が同行することとしている。

令和元年度の実績では、小中学校あわせて121校 8,005人が尾瀬学校又は芳ヶ平湿地群環境学習に参加した（うち小学校70校 3,345人、中学校51校 4,660人）。尾瀬学校実施後のアンケートでは「新しい発見や感動があった」と回答した児童生徒が90%であり、子どもたちの自然に対する興味・関心の向上が図られた。

（*）STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の5つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念。

(4) 委員会関係者以外のエコツアー実施者、新規参入事業者への対応

委員会に参画していないエコツアー実施者や新規参入事業者に対しては、委員会や関係者より本構想の趣旨やルールなどに関する情報提供を行い、本地域のエコツーリズムの趣旨に沿った活動となるよう依頼する。また、委員会の関係者（例、委員会参画団体のメンバー）として加わることなどについて申し入れがあった場合には、実行委員会の定める実行委員会規約のとおり判断することとする。

(5) 関係者による定期的な会議の開催

委員会において、エコツーリズムの推進に関わる関係者が集う会議（必要に応じて部会等の適切な規模にて実施）を定期的に行い、エコツーリズムの推進状況の確認、現状や課題、対策等に関する関係者間の情報共有や議論を通じてエコツーリズムの推進を図る。

第4章 自然観光資源の保護及び育成

1. 特定自然観光資源について

(1) 特定自然観光資源の指定について

本構想の推進区域内における自然観光資源は自然公園法や他の関係法令等によって現状でも保全が図られていると判断されるため特定自然観光資源は指定しない。しかし、今後状況の変化により既存制度では保全が図られないと判断された場合には、特定自然観光資源の指定について検討する。

(2) 特定自然観光資源の指定に伴う各種規制について

特定自然観光資源を指定した場合、その汚損やごみの放置などの当該特定観光資源を損なう恐れのある行為が規制されるほか、その特定自然観光資源が所在する区域への立ち入りについて制限することができることとなっている。しかしながら今回は特定自然観光資源の指定を行わないため、これらの規制や制限も行われない。

2. その他の自然観光資源について(第2章の1.で掲げた自然観光資源について)

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

委員会、エコツアー実施者をはじめとするエコツーリズム関係者が本構想に記載されたルールを遵守し、またモニタリングの実施とその評価に基づく対策を実施するとともに、さらに必要に応じて有識者・専門家等によるアドバイスを受けた対策を講じることにより自然観光資源の保護及び育成を進める。

1) エコツーリズムの意識の普及啓発

エコツーリズムの取組の推進、特にその意義を各種観光拠点やエコツアー中に普及啓発することで関係者はもとより地域住民、本地域を訪問する観光客やエコツアー参加者などにおける自然環境保全の意識向上を図る。

2) ルールの周知・遵守

エコツーリズム関係者やエコツアー参加者に対して、本構想のルールを周知し遵守することで自然観光資源の保護及び育成に努める。

3) モニタリングの継続、結果の共有と対策の実施

モニタリングを継続的に行い、その結果の共有及び有識者・専門家の意見を踏まえた対策を協議し対策を進める。

3. 自然観光資源に関する主な法令及び計画等

(1) 関係法令

以下の法令等との整合を図りつつ、自然観光資源の保護及び育成を推進するものとする。

名称	主な内容
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。国立公園内における工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取等が制限される。
文化財保護法	文化財を保存・活用することを目的としており、指定された史跡名勝天然記念物及び重要文化財等の文化財に対する現状の変更や保存に影響を及ぼす行為が制限される。
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的とする。保安林における、立木の伐採、土地の形質の変更等が制限される。
河川法	河川における災害の防止、適正な利用、河川環境の整備と保全等を目的とする。奥入瀬川の河川区域内における土地の占用、工作物の新築等、土地の掘削等、土石の採取等が制限される。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等が行われる。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。 【参考】環境省レッドリスト2020、環境省レッドデータブック2014、青森県レッドデータブック（2000年初版）、青森県レッドデータブック（維管束植物以外編）、青森県レッドリスト（2006年改訂増補版）等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化等を目的とする。野生鳥獣の捕獲の制限や、国指定十和田鳥獣保護区における鳥獣の保護等が行われる。
漁業法	漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とする。漁業権、漁業の許可、漁業調整委員会等について規定している。
水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、効果を維持することにより漁業の発展に寄与することを目的とする。
国有財産法	国有財産（国有林等）の取得、維持、保存及び運用並びに処分について定めている。
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の貸付等の運用などについて定めている。
国有林野管理経営規程	国有林野の管理経営に関する決まりを定めている。国有林野の機能類型の一つである自然維持タイプや、国有林野施業実施計画の根拠規程である。
青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	青森県の環境を保全し創造するための基本理念や行政を含めた各主体の役割など、環境施策の基本的枠組を示している。
青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例	青森県民の豊かで潤いのある生活の礎となっている森と川と海を県、県民、事業者が一体となって保全し、創造することを定めている。
十和田市奥入瀬川の清流を守る条例	美しく豊かな奥入瀬川の清流の保全に寄与することを目的とする。

(2) 関係する計画や制度等

以下の計画等との整合を図りながら、自然観光資源の保護及び育成を推進する。

名称	主な内容
十和田八幡平国立公園指定書、公園計画書、管理計画書	国立公園の風致景観の保護や利用の方針を示したもので、国立公園をまとまりのあるいくつかの地域に分け、それぞれについて策定している。
特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」保存管理計画	文化財保護法に基づき、特別名勝及び天然記念物である十和田湖および奥入瀬溪流の保護について、地区別にそれぞれの特性を考慮して管理基準を定めている。
三八上北国有林の地域別の森林計画書、地域管理経営計画書（三八上北森林計画区）、国有林野施業実施計画書（三八上北森林計画区）	長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進するため森林法等に基づく森林計画を定めている。
第6次青森県環境計画（令和2～5年度）	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
奥入瀬川流域保全計画	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づき、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として指定された区域の管理指針などを定める。
青森県内水面漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づく漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養並びに漁業法の実施に関し必要な事項を定める。

第5章 協議会（委員会）の参加主体

1. 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

既存の奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会の下に、新たに関係行政機関等のオブザーバー等を加えた「奥入瀬渓流エコツーリズム推進全体構想」検討部会を設置し取組を進める。なお、奥入瀬渓流の保全等に関わる団体はすでに複数あり、現在これらの見直しも検討されているが、その際には本構想の取組が適切に引き継がれるように留意するものとする。

なお、新たに委員会の委員に加える旨の申し入れがあった場合には、実行委員会の同意を得て委員とし、遅滞なく委員会名簿に追加することとする。

（1）奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会

※規約を参考資料として添付

役職	団体名	職名
会長	(一社)十和田奥入瀬観光機構	理事長
副会長	NPO 法人十和田奥入瀬郷づくり大学	理事長
	(一社)十和田湖国立公園協会	理事長
	十和田商工会議所	会頭
	(一財)自然公園財団 十和田支部	所長
	(公社)十和田青年会議所	理事長
	(一財)十和田湖ふるさと活性化公社	理事長
監事	休屋町内会	会長
	宇樽部町内会	会長
	焼山町内会	会長
	奥入瀬渓流温泉町内会	会長
	NPO法人青森県ウオーキング協会	会長
	NPO法人奥入瀬自然観光資源研究会	理事長
	十和田市農林商工部	部長
	十和田市商工観光課	課長
	上北地域県民局地域連携部	部長
	上北地域県民局地域整備部	部長
	青森県環境エネルギー部自然保護課	課長
	青森県観光交流推進部観光政策課	課長
	青森県環境エネルギー部エネルギー開発振興課	課長
	青森県県土整備部道路課	課長
	環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所	所長
	国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所調査課	課長
事務局	NPO 法人十和田奥入瀬郷づくり大学	
	(一社)十和田奥入瀬観光機構	
	(一社)十和田湖国立公園協会	
	十和田市商工観光課	
	青森県県土整備部道路課	

(2) 奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会・「奥入瀬渓流エコツーリズム
推進全体構想」検討部会

・部会員

団体名	備考
十和田市商工観光課	①市町村
(一社)十和田奥入瀬観光機構	②特定事業者
NPO 法人十和田奥入瀬郷づくり大学	②特定事業者、④NPO 法人
(一社) 十和田湖国立公園協会	②特定事業者
十和田商工会議所	③地域住民
(一財) 自然公園財団十和田支部	②特定事業者
(一財) 十和田湖ふるさと活性化公社	②特定事業者
焼山町内会	③地域住民
奥入瀬渓流温泉町内会	③地域住民
NPO 法人奥入瀬自然観光資源研究会	②特定事業者、④NPO 法人
青森県環境エネルギー部自然保護課	⑦関係行政機関
青森県観光交流推進部観光政策課	⑥所有者、⑦関係行政機関
青森県県土整備部道路課	⑥所有者、⑦関係行政機関
環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	⑦関係行政機関
国土交通省青森河川国道事務所	⑦関係行政機関

・オブザーバー

団体名	備考	役割
林野庁東北森林管理局三八上北森林管理署	⑥所有者、⑦関係行政機関	アドバイザー
十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課	⑦関係行政機関	アドバイザー
国土交通省東北運輸局観光部観光地域振興課	⑦関係行政機関	アドバイザー
(一社) 青森県タクシー協会	②特定事業者	アドバイザー
十和田観光電鉄(株)	②特定事業者	アドバイザー
ジェイアールバス東北(株) 青森支店	②特定事業者	アドバイザー
奥入瀬川漁業協同組合	⑥漁業権を有する者	アドバイザー
奥入瀬渓流温泉旅館組合	③地域住民	アドバイザー
星野リゾート奥入瀬渓流ホテル	②特定事業者	アドバイザー
(合同) 十和田湖ガイドハウス権	②特定事業者	アドバイザー
十和田湖・奥入瀬 GUIDE の会	②特定事業者	アドバイザー
十和田湖自然ガイドクラブ	②特定事業者	アドバイザー
あおり・自然公園指導員の会	⑤有識者	アドバイザー
国立研究開発法人森林研究・整備機構	⑤有識者	アドバイザー
(一社) 日本エコツーリズム協会	⑤有識者	アドバイザー

【構成団体（エコツーリズム推進法第5条）】

①市町村、②特定事業者、③地域住民、④特定非営利活動法人等、⑤自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、⑥土地の所有者等エコツーリズムに関連する活動に参加する者、⑦関係行政機関及び関係地方公共団体

※特定事業者…観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者（そのあつせんを業として行う者を含む）

※土地の所有者等…土地若しくは木竹の所有者または土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業若しくは入漁権を有する者

【参考：現在の奥入瀬渓流の保全や利活用等に関わる団体・組織について】

組織名	奥入瀬渓流利活用 検討委員会	奥入瀬渓流利用適 正化協議会 （会長：十和田市長）	奥入瀬渓流エコツ ーリズムプロジェクト 実行委員会 （会長：十和田奥入 瀬観光機構理事長）	十和田湖周辺交通 渋滞対策協議会 （会長：十和田市長）
設立年度	平成 25 (2013) 年度	平成 14 (2002) 年度	平成 20 (2008) 年度	昭和 48 (1973) 年頃
目的	奥入瀬渓流のすばらしさを知っていたくための仕組みづくりや、自然保護と利活用を両立させる交通システムなど、将来の奥入瀬のあり方を検討することを目的とする。	奥入瀬渓流を中心とする区域の環境保全のため、当区域における交通規制の具体的推進及びこれに伴う諸問題の解決策の検討を行うことを目的とする。	奥入瀬渓流の環境保全に資する活動等とおして、環境保全の理解浸透を図り、奥入瀬渓流の永続的な保全と、自然環境を活かした地域振興・観光振興を図ることを目的とする。	十和田湖周辺の交通渋滞の緩和を図り、十和田湖・奥入瀬観光の円滑化に資することを目的とする。
主な構成団体	有識者	環境省、青森県、県警、十和田市、観光・交通事業者、自治会等	青森県、十和田市、自治会、自然環境・観光・ガイド団体等	環境省、青森県、県警、十和田市、観光・交通事業者等

※各組織の下に、部会・ワーキンググループ等あり。

第6章 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

1. 環境教育の場としての活用と普及

(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

1) 環境問題・環境教育に対する関係者の意識向上と取組の推進

奥入瀬溪流のエコツーリズムを環境教育の場としても活用する観点から、各エコツアー実施者をはじめとする関係者が、日々の取組の中で環境問題及び環境教育に対する理解を深めるものとする。

また、エコツアーの実施においては、十和田市内のみならず、青森県内の子どもたちが地域の自然や文化・歴史に対する理解を深めるとともに郷土に対する愛情を育むエコツーリズムを活用した環境教育の場となるよう関係者が努めるとともに、エコツアー実施者は参加者が環境問題やエコツーリズム推進の意義等について考える機会を積極的に提供するように努めるものとする。

2) 次世代の育成

環境教育は長期的な視点から継続して行うことが必要である。この観点からエコツアーガイドが子どもたちの職業選択や兼業・複業の選択肢となるようエコツアーガイドの存在意義に関する情報発信や職業としての魅力の向上に努めるものとする。

(2) 地域住民に対する普及啓発の方法

奥入瀬溪流の魅力と基礎知識を学ぶ市民向け講座を開催しており、今後も地域住民に対する同様の講座やツアー体験などを通じて奥入瀬溪流の環境教育の意義を含めたエコツーリズムの普及啓発を推進する。

また、「奥入瀬溪流マイカー規制」の併催事業として行われている「奥入瀬溪流エコロードフェスタ」では、地元の高등학교との連携により「高校生ボランティアガイドウォーク」を実施し、自然環境の大切さや郷土愛などを育むエコツアーの企画運営にも取り組んでおり、今後も同様の事業を継続する予定である。さらに、第3章4.(3)「住民参加の推進と連携」でも述べた通り、将来の地域の主役となる子どもたちに向け、学校教育現場におけるエコツアー参加や理解促進を進めるための取組についても検討・実施を働きかけていくこととする。

2. 他の法令や計画等との関係及び整合

エコツーリズムの実施・推進にあたっては、自然観光資源に関する主な法令等（34～35 ページ）の他、以下の法令等も遵守しつつ進める。

（1）関係法令（自然観光資源に関する主な法令以外のもの）

名称	内容
旅行業法	旅行業（運送、宿泊サービスの代理契約など）を営む場合の登録
道路交通法	道路を通行する場合の規制等
道路運送法	旅客を自動車で運送する場合の許可制度 ※本構想を策定し、認定を受けた場合の例外規定あり
医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（薬機法）	医療行為（診断、投薬等）に関する規制
食品衛生法	食事の提供等に関する規制
通訳案内士法	通訳案内士の名称独占に関する規制

(2) 関連する主な計画や制度等

計画等名称	概要
奥入瀬ビジョン (平成 30(2018)年6月策定)	<基本的な考え方> すばらしい自然環境を有する奥入瀬・十和田湖地域を世界に誇れる地域として次世代に残していくためには、人と自然が共存・共生し、持続可能な地域であることが必要です。そのために、<u>自然環境や歴史文化の保全と、観光を中心とする生業(なりわい)が両立した地域</u>を目指します。 <具体的なイメージ> [天然の自然博物館での学びの地] [心身を浄化する聖地] [五感に訴える自然回帰の地] [人と人との触れ合いの地・国際交流の地] [アクティビティと郷土食を満喫できる地] ※詳細は「第1章エコツーリズムを推進する地域」参照
国立公園満喫プロジェクト	【趣旨】 国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図ります。 1.日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進します。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現します。 2.地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出します。
十和田八幡平国立公園 ステップアッププログラム 2025(令和3(2021) 年3月31日策定)	【十和田八幡平国立公園のテーマ】 「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」 ※詳細は「第1章エコツーリズムを推進する地域」参照
観光立国推進基本計画 (平成 29(2017)年3月閣議決定)	観光立国推進基本法にもとづく計画。 【基本的な方針】 1. 国民経済の発展 2. 国際相互理解の増進 3. 国民生活の安定向上 4. 災害、事故等のリスクへの備え

計画等名称	概要
日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」（令和2（2020）年6月）	持続可能な観光の推進に資するべく、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うための観光指標である。 日本の特性を各項目に反映した上で、観光地向けの持続可能な観光の国際基準「GSTC-D（Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations）」に準拠した指標となっている。
青森県観光戦略（2019～2028年度） （令和元（2019）年3月策定）	【将来ビジョン（10年後のめざす姿）】 本県が世界から選ばれ、観光産業が基幹産業となり、地域経済を牽引する原動力となっている状態 「訪れる人」、「働く人」、「地域の人」が幸せに感じる地域
十和田市民憲章（平成19（2007）年11月30日）	1、永遠（とわ）に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。 1、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。 1、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。 1、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。
第2次十和田市総合計画（平成29（2017）年3月策定）	【市の将来像】 ～わたしたちが創る～ 希望と活力あふれる 十和田 ※詳細は「第1章エコツーリズムを推進する地域」参照
十和田市観光戦略2022-24 （令和4（2022）年8月策定）	【ビジョン】 「自然とアートを核に稼いで潤う持続的な観光地域づくり」 【ミッション】 [1] 観光による潤いの平準化 自然とアートを核とした観光、滞在時間や消費単価の増加、若者の雇用機会創出 [2] サステナブルな観光地域づくり 自然環境の保全、関係人口による地域づくり、SDGsの浸透 [3] 上質な観光サービス 観光人材のスキル向上、高付加価値サービスの提供

3. 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

奥入瀬溪流沿いの区域は国立公園の特別保護地区、特別名勝及び天然記念物等の指定により厳正に保護されているため一次産業はほとんど行われていないが、森林管理署を始めとする土地所有者等とは委員会の開催等を通じて適切に連絡・情報共有し、調整を図るものとする。また、管理者不明の歩道等については管理主体を明確にし、歩道等の整備・維持管理を行うなどの管理体制を構築するものとする。

奥入瀬溪流温泉周辺（焼山地区）の民有地等においてエコツアー等を行う場合には、農林水産業や土地所有者等との事前調整・了解を得て実施するものとする。

4. 地域の生活や習わしへの配慮

奥入瀬溪流沿いの区域における居住者はほとんどいないものの、奥入瀬溪流温泉周辺（焼山地区）は居住地域にもなっているため、委員会及びエコツアー実施者は委員会の構成員である町内会等とも情報や取組を共有して、地域住民の視点に立って生活や習わしを尊重し、地域の理解を得て取組を進めるものとする。

5. 安全管理

エコツアー実施者は安全確保に関するルール（25 ページ）を遵守するのみならず、さらなる安全性の向上を目指して積極的に取り組みます。また、委員会はエコツアー実施者の安全確保に役立つ情報等の提供に努めます。

6. 全体構想の公表

本構想の作成、変更または廃止を行った時は、市の広報やホームページ等で周知する。

7. 全体構想の見直し

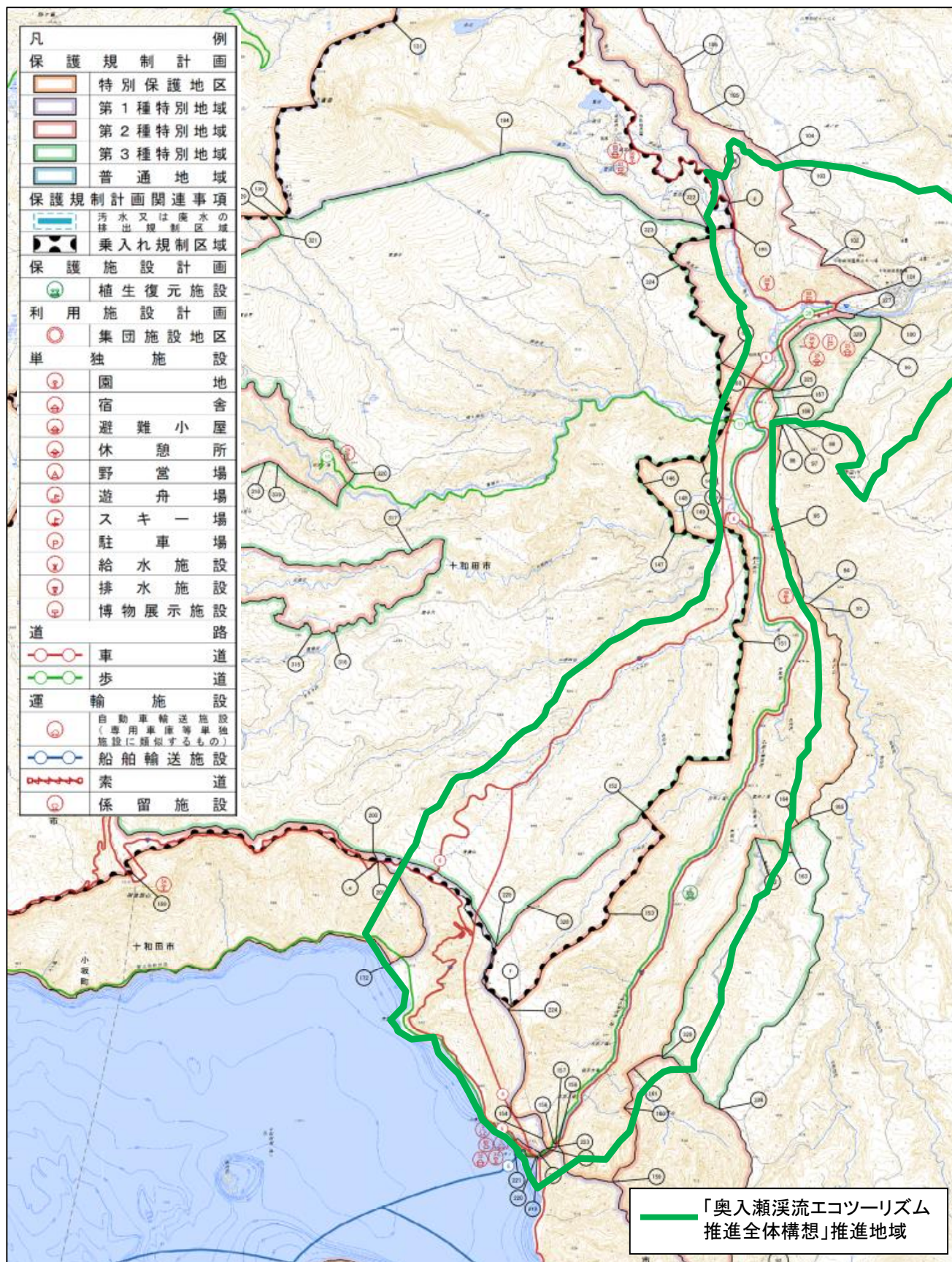
本構想は、委員会において毎年度推進状況について把握・整理するとともに概ね5年ごとに見直しを行う。

(参考資料)

■十和田八幡平国立公園における行為規制について

特別地域 (次頁の公園計画図で紫、ピンク、緑色のエリア)	・工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・高山植物等の採取又は損傷 ・鉱物や土石の採取 ・河川、湖沼の水位・水量の増減 ・指定湖沼への汚水等の排出 ・広告物の設置等 ・物の集積(貯蔵) ・水面の埋立等 ・土地の形状変更 ・木竹以外の植物の植栽又は播種 ・動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷 ・動物の放出(家畜の放牧を含む。) ・屋根、壁面等の色彩の変更 ・指定区域内の立入り許可申請 ・指定地域での車馬等の乗り入れ
特別保護地区 (次頁の公園計画図でオレンジ色のエリア)	<u>上記の行為に加えて</u> ・木竹の損傷 ・木竹の植栽 ・家畜の放牧 ・物の集積 ・火入れ、たき火 ・植物の採取等、落葉落枝の採取 ・木竹以外の植物の植栽又は播種 ・動物の捕獲等 ・車馬等の乗り入れ

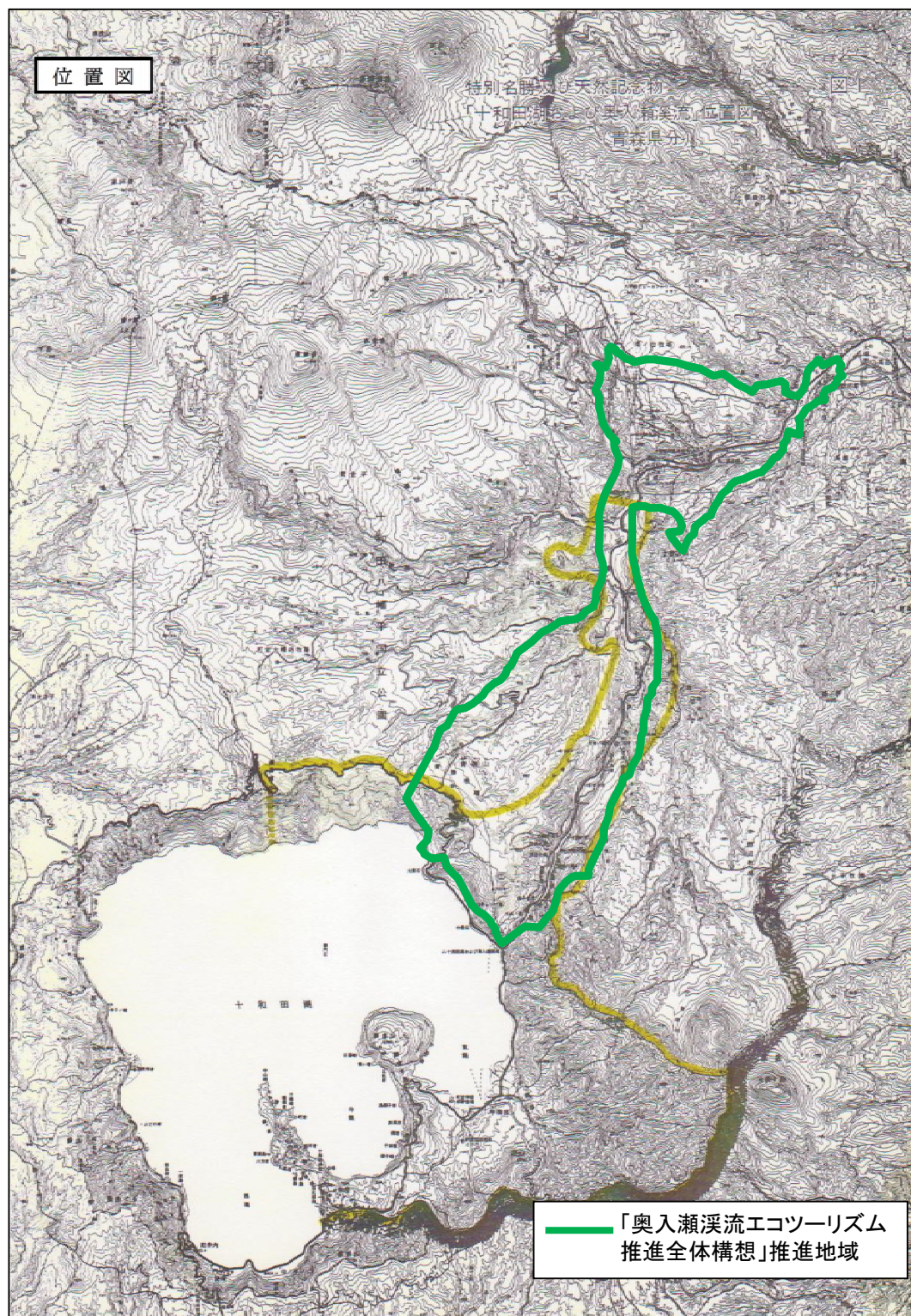
■図2:十和田八幡平国立公園計画図(一部抜粋)



■ 図3-1: 特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」(十和田市側)

規制内容: 文化財保護法第125条

「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」



出典:「特別名勝及び天然記念物 十和田湖および奥入瀬溪流保存管理計画策定報告書」(1983 年)

■ 図3-2:特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬溪流」(小坂町側)



出典:秋田県教育庁生涯学習文化財保護室提供

■自然観光資源一覧

区分	細区分	番号
植生	森林植生	(全域に存在するため位置図に記載せず)
	野草類	
	コケ類	
	シダ類	
	地衣類	
	菌類・その他	
動物	ほ乳類	
	鳥類	
	は虫類	
	両生類	
	魚類	
	その他	
地形・地質	地質・岩塊	①不動岩、②石ヶ戸、③屏風岩、④馬門岩、⑤天狗岩、⑥千両岩、⑦大畳石、⑧小畳石
	地形	(全域に存在するため位置図に記載せず)
	滝	①千筋の滝、②雲井の滝、③双竜の滝、④白布の滝、⑤岩菅の滝、⑥玉簾の滝、⑦白絹の滝、⑧白糸の滝、⑨不老の滝、⑩双白髪の滝、⑪姉妹の滝、⑫九段の滝、⑬銚子大滝、⑭五両の滝
自然景観	奥入瀬溪流ならではの自然景観	(全域に存在するため位置図に記載せず)
	溪流景観	①紫明溪、②三乱(さみだれ)の流れ、③石ヶ戸の瀬、④阿修羅の流れ、⑤九十九島、⑥平成の流れ、⑦昭和池、⑧飛金(とびがね)の流れ、⑨白銀の流れ、⑩雲井の流れ、⑪寒沢の流れ、⑫万両の流れ
	水質	(全域に存在するため位置図に記載せず)
生活文化	温泉	①奥入瀬溪流温泉
食文化	自然の恵み	(全域に存在するため位置図に記載せず)

■その他の観光資源一覧

本構想では、主に公的な施設を対象として記載する。

名称・所在地	番号
利用のための各種施設 (遊歩道、車道等)	(広域に存在するため記載せず)
石ヶ戸休憩所 (大字奥瀬字惣辺山1)	①
奥入瀬溪流館 (大字奥瀬字栃久保183)	②
奥入瀬湧水館 (大字奥瀬字栃久保182)	③
奥入瀬溪流温泉 (大字法量字焼山、他)	(自然観光資源の「温泉」と同一)
奥入瀬溪流温泉スキー場 (大字法量字焼山 64-122)	④
十和田湖民俗資料館 (大字奥瀬字栃久保 80)	⑤
旧笠石家住宅 (大字奥瀬字栃久保 80)	⑥
子ノ口制水門 (大字奥瀬)	⑦
子ノ口案内所 (大字奥瀬字十和田 16)	⑧
奥入瀬溪流エコロードフェスタ (イベント)	(特定の場所に係るものではないため記載せず)
奥入瀬せせらぎ体感プロジェクト	(特定の場所に係るものではないため記載せず)

■適正な保全と利用のためのルール チェックリスト

1) 自然環境に関するルール

	項目	内容	チェック欄
来訪者への周知・遵守依頼（一般ルール）及び情報提供	基本ルール	現状に影響を与えない利用を行う。	
	禁止事項	遊歩道外への踏み出し	
		各種法令により禁止されたエリア内での動植物の採取（山菜、キノコなど）	
		奥入瀬渓流の特徴であるコケやシダ類などの下層植生に対する踏みつけなどによる損傷	
		野生動物に対する餌付け	
		渓流の音を妨害する騒音の発生	
		外来種の持ち込み	
		違法駐車	
		キャンプ・野宿・たき火	
		ゴミのポイ捨て（ゴミは持ち帰り）	
		屋外（トイレ以外）での排泄行為	
		リードなしでのペット連れ、糞尿や毛の放置	
	情報提供	マイカー規制、公共交通機関利用に関する情報 （奥入瀬渓流利用適正化協議会・奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会 https://www.eco-oirase.com/ja ）	
		トレイルランニング、自転車利用についての注意事項（今後の検討課題）	
ツアー実施時		上記一般ルールを遵守した野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないコース・内容の設定	
		盗掘などのおそれがある動植物生息場所等の非公開	
ドローンの使用		利用者が集中する場所での使用は極力控えること、野生生物に十分な配慮をすること、十分な安全対策を講じ、回収可能な場所で使用することとする。 国有林野内の場合、三八上北森林管理署へ入林届を提出すること。	
夜間ライトアップ		氷爆等の夜間ライトアップにおいては、実施者は LED ライトの使用や短時間の照射に留める等により自然環境への影響を可能な限り抑える。	

2) 利用環境に関するルール

項目	内容	チェック欄
ツアー実施時	ペット連れ散策についての注意喚起（他の利用者への配慮、リードをつける）	
	ハンドマイク等の利用自粛	

3) ツアーの質に関するルール

項目	内容	チェック欄
「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」の活用	エコツアー実施者は環境省が定めた「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」(別添)の趣旨を踏まえ積極的に活用する。	
適切な利用のためのエコツアー参加者への周知・遵守依頼	エコツアー概要(日時、所要時間、参加条件、難易度、定員、必要装備・服装、中止条件、キャンセル規定)	
	感染症等が疑われる場合の参加自粛	
エコツアー満足度向上	参加者の満足度や他者への紹介・推奨、再訪意向をより向上させる取組を進める。	
	アンケート等による参加者の満足度や改善の指摘等の把握に努め、可能な限り委員会等の場でも共有に努める。	
新規ツアーの調整	エコツアー実施者は新たなタイプのエコツアーを実施する際に関係者・機関への連絡調整・確認を行う。	
事故防止	ツアーの中止基準の明確化	
	ツアー前における下見、天気予報の確認	
	スタッフの健康管理、感染症対策(感染対策、スタッフ感染時のツアー中止等)	
	参加者へのツアーの概要、難易度、必要な装備等の事前説明	
	終了時刻の遵守	
	安全確認・事故防止のためのチェックリストの作成	
	食品提供時の対策(感染症、食中毒予防)	
	ガイド一人あたりの適正な参加人数の設定(ガイドレシオ)	
	ツアー参加者への注意喚起(危険箇所、危険生物等)	
事故対応	日本赤十字社や各ガイド団体が実施する救急法に関する講習を定期的に受講する。	
	ツアー時にファーストエイドキット(応急措置のセット)や飲料水を携行する。	
	事故発生時のマニュアルの作成	
	保険(傷害保険及び損害賠償責任保険)に加入する。(傷害保険は参加者において加入の有無を選択する場合も含む)	
法令遵守	関係法令を遵守する(関係する主な法令については34、40ページ参照)。	
	全体構想の認定によって一部が認められる自家用車での送迎については、該当通知(平成23年3月31日国自旅第239号「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」)の主旨を逸脱しないこと。	

■「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン(Ver.3.0)」

「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン(Ver.3.0)」(2023 年)より抜粋。

National Parks of Japan		3. チェックシート				
		※コンテンツ造成の場について訪日外国人を受け入れてない場合は「該当なし」にチェック ※安全対策・危機管理の④及び環境への貢献・持続可能性の⑤については、実施プログラムが国内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック				
		基本的項目(フェーズ1)		満たしている	満たしていない	該当なし
コンテンツ造成	I-1-①コンテンツを通して国立公園の機能や活動フィールドの紹介など基本的な情報を提供している	☒	☒			
	I-1-②当該地域や国立公園でしか体験できない、その場所ならではの体験を提供している	☒	☒			
	I-1-③参加者に提供する商品の狙いが明確に設定されている	☒	☒			
	I-1-④観光の動向を把握しターゲット層を定めてコンテンツを造成・改善している	☒	☒			
	I-1-⑤ルート・スケジュール・時間配分等、適切なプログラム構成となっている	☒	☒			
	I-1-⑥事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して、インタープリテーション等の案内に関するトレーニング等を定期的に行っている	☒	☒			
	I-1-⑦参加者のスキルやレベルに応じた指導やプログラム変更を行っている	☒	☒			
	I-1-⑧催行基準を満たさない場合に、代替プランを用意するなどの準備を行っている	☒	☒			
	I-1-⑨コンテンツの催行・サービスの提供に必要な人員が確保できている	☒	☒			
	I-1-⑩対象とする外国人旅行者の受入環境整備ができている	☒	☒			☒
安全対策・危機管理	II-1-①関係機関が策定した新型コロナウイルス対策ガイドラインを参考に、対策を徹底している	☒	☒			
	II-1-②安全に催行するための催行基準を定めている	☒	☒			
	II-1-③保険(損害賠償責任保険・傷害保険等)への加入など万が一のケガや事故に備えている	☒	☒			
	II-1-④安全管理が可能な適切な運営体制を構築している	☒	☒			
	II-1-⑤緊急時の対応について事務所のスタッフやガイド、インタープリターに対して安全管理に関するトレーニング等を定期的に行っている	☒	☒			
	II-1-⑥屋外で活動する場合、天候や災害等のリスクをガイドやインタープリターが判断し、アクティビティの中止・変更、安全な行動を促すことができる	☒	☒			☒
	II-1-⑦装備を必要とする体験の場合、体験内容・レベルに応じた装備を使用している	☒	☒			☒
	II-1-⑧事故や災害発生時の緊急対応マニュアルを作成している	☒	☒			
環境への貢献・持続可能性	III-1-①持続可能な環境活動について遵守しているガイドラインやルールがある	☒	☒			
	III-1-②地域・国立公園の生態系、野生生物の保護に配慮している	☒	☒			
	III-1-③国立公園における行為規制について理解し、遵守している	☒	☒			
	III-1-④屋外で活動する場合、フィールド特性に合わせたプログラム参加者の人数制限等を行っている	☒	☒			☒
	III-1-⑤アクティビティ中に発生する廃棄物の削減や脱炭素化に向けた積極的な取り組みを行っている	☒	☒			
	III-1-⑥自然環境や地域コミュニティ、歴史・文化的資源(地域の信仰や風習含む)を尊重し、過大な負荷をかけないように配慮している	☒	☒			
	III-1-⑦「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を読んでいる	☒	☒			

3. チェックシート

(2) 発展的項目（フェーズ2）チェックシート

※コンテンツ造成の⑤について訪日外国人を受け入れていない場合は「該当なし」にチェック
 ※安全対策・危機管理の④及び環境への貢献・持続可能性の⑤については、実施プログラムが屋内文化体験等で該当しないと判断する際には「該当なし」にチェック

発展的項目（フェーズ2）		満たしている	満たしていない	該当なし
コンテンツ造成	I-2-①コンテンツに当該国立公園・地域ならではのストーリー性を持たせている	✓	✓	
	I-2-②コンテンツを通して、参加者の学習意欲を高め、行動変容を促している	✓	✓	
	I-2-③コンテンツの付加価値を高め商品単価の向上を図っている	✓	✓	
	I-2-④参加者が求める情報や体験を提供するため、専門知識を有するとともに地域の人々との関係を築いているガイドやインタープリターが案内している	✓	✓	
	I-2-⑤参加者が求める情報や体験を提供するため、地域ぐるみでガイドやインタープリターの人材育成に取り組んでいる	✓	✓	
	I-2-⑥ターゲットとする外国人旅行者と十分な言語コミュニケーションがとれるガイドやインタープリターが対応している	✓	✓	✓
	I-2-⑦外国語での情報発信を行っている	✓	✓	✓
	I-2-⑧地域ぐるみで、体験コンテンツの誘客・販売活動を実施している	✓	✓	
安全対策・危機管理	II-2-①事故や災害など緊急時における地域との協力体制ができている	✓	✓	
	II-2-②第三者機関が実施する安全講習を受講し、認定を受けている	✓	✓	
	II-2-③事故や災害等の発生後の事業継続のため、他の事業者と連携し、地域としての危機管理計画を定めている	✓	✓	
	II-2-④屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等で催行判断基準を主体的に定めている	✓	✓	✓
環境への貢献・持続可能性	III-2-①持続可能な環境活動について独自のビジョンや行動指針を定めている	✓	✓	
	III-2-②環境保全協力金や環境保全活動を通じて、地域の自然環境保全等に取り組んでいる	✓	✓	
	III-2-③エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減など、地域ぐるみで脱炭素化に向けて取り組んでいる	✓	✓	
	III-2-④屋外で活動する場合、地域の協議会や組合、事業者間等でフィールド特性に合わせた人数制限や行動規範について主体的に関与してルールを定めている	✓	✓	✓
	III-2-⑤屋外で活動する場合、フィールド内の自然環境を定期的にモニタリングしている	✓	✓	✓
	III-2-⑥地域として水環境への影響を最小限に抑えている	✓	✓	
	III-2-⑦地域の農林水産業や多様な事業者との連携など、地域経済に対する貢献を意識し取り組んでいる	✓	✓	
	III-2-⑧地域内の協議会等の組織間でコンテンツの質の確保・向上に向けた知識の共有や人材育成をしている	✓	✓	
	III-2-⑨地域として、国際的な認証を取得している／国際的な認証の取得に向けて準備している	✓	✓	
	III-2-⑩多様性を尊重した事業運営をしている	✓	✓	

■観光資源・施設等管理者（設置者）一覧

団体名	所在地	連絡先	備考
環境省東北地方環境事務所 十和田八幡平国立公園管理 事務所	十和田市大字奥瀬字 十和田湖畔休屋 486	0176-75-2728	国立公園、鳥獣保護区 管理
林野庁東北森林管理局 三八上北森林管理署	十和田市西二番町 1- 27	0176-23-3551	国有林管理
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所	青森市中央三丁目 20-38	017-734-4570	奥入瀬(青楓山)バイパ ス工事管理
青森県観光交流推進部観光 政策課	青森市長島一丁目 1- 1	017-734-9387	溪流内遊歩道、石ヶ戸 休憩所管理
上北地域県民局道路施設課	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4326	車道(国道 102 号、国 道 103 号)管理
十和田市 教育委員会 スポーツ・生涯学習課	十和田市西十二番町 6-1	0176-58-0184	特別名勝及び天然記 念物、十和田湖民俗資 料館、旧笠石家住宅管 理
十和田市農林商工部 商工観光課	十和田市西十二番町 6-1	0176-51-6771	奥入瀬溪流館、奥入瀬 湧水館、石ヶ戸休憩所 売店、奥入瀬溪流温泉 スキー場、子ノ口案内 所管理
奥入瀬川漁業協同組合	十和田市大字奥瀬字 中平 61-1	0176-72-3933	奥入瀬川漁業権管理
ジェイアールバス東北 株式会社 青森支店	青森市柳川一丁目 2- 23	017-723-1621	子ノ口駅管理
十和田観光電鉄株式会社	十和田市大字奥瀬字 十和田湖畔休屋 486	0176-75-2201	遊覧船管理

■ 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、奥入瀬溪流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動等として、環境保全の理解浸透を図り、もって奥入瀬溪流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、奥入瀬溪流利用適正化協議会と調整を図りつつ、次の業務を行う。

- (1) 本プロジェクトの企画及び運営に関すること。
- (2) エコツーリズム推進全体構想に関すること。
- (3) その他前条の目的を達するため必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、本プロジェクトの趣旨に賛同する団体、企業等により構成する。

2 会長は、必要に応じて実行委員会の同意を得て、委員を選任することができる。

3 新たに委員として参加を希望するものがあるときは、事務局でとりまとめを行い、実行委員会によってその可否を決定する。

4 実行委員会の開催及び運営に関し暴力団員を利用し、若しくは関与させてはならない。

5 関連する分野の情報収集のため、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(部会)

第5条 実行委員会には、委員会の承認により必要な部会を設置することができる。

2 委員長は、部会における検討事項について、必要に応じて事務局に報告を求めることができる。

3 部会の運営に必要な事項は、それぞれの部会において定める。

4 関連する分野の情報収集のため、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は（一社）十和田奥入瀬観光機構理事長をもって充て、副会長及び監事は、委員の中から実行委員会の同意を得て会長が指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員の任期は、実行委員会が解散されるまでの期間とする。

(招集及び審議事項)

第9条 実行委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 実行委員会は、次に挙げる事項を審議する。

(1) 年間実施計画

(2) 予算及び決算

(3) 規約の制定及び改正

(4) エコツーリズム推進全体構想の策定、実施及び改正

(5) その他プロジェクトに関する重要な事項

3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、実行委員会を招集するいとまがないとき、又は簡易な事項については、これらを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の実行委員会において報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局を(一社)十和田奥入瀬観光機構、NPO法人十和田奥入瀬郷づくり大学、(一社)十和田湖国立公園協会、十和田市商工観光課、青森県県土整備部道路課に置く。

2 事務局に関する事項については、会長が別に定める。

(会計)

第12条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金、協賛金、出展料、参加費及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成20年7月8日から施行する。

改正 平成21年10月 5日
改正 平成25年 3月25日
改正 平成26年 9月30日
改正 令和 元年 9月 5日
改正 令和 2年10月 2日
改正 令和 4年 3月31日
改正 令和 4年 6月 1日
改正 令和 5年 7月 7日
改正 令和 5年 9月26日
改正 令和 6年 4月15日